

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	23	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

法務局における相続登記の完了をもって農地法及び森林法に基づく届出がなされたとみなすこと

提案団体

十津川村

制度の所管・関係府省庁

法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

令和6年4月1日より施行された改正不動産登記法による相続登記の義務化を契機として、農地法第3条の3及び森林法第10条の7の2第1項に基づく届出について、法務局における相続登記の完了をもって当該届出がなされたものとみなす規定(みなし規定)を設けることにより、自治体の事務負担及び住民負担の軽減を求めるもの。

具体的な支障事例

【支障事例】

○相続人の過重な負担と制度の複雑さ

中山間地域においては、複数の行政窓口への同様の情報の提出を求められる現状が、特に高齢の届出者や遠隔居住者にとって過大な負担となっている。

○自治体現場における事務負担の増大

相続登記が完了している一方で、農地法や森林法の届出が未提出である事例が後を絶たない。自治体職員は、法務局からの通知情報と台帳を照合し、未届出者に対して個別に督促を行う等の事務作業に追われており、本来注力すべき農林業振興や鳥獣害対策等の業務が圧迫されている。

○行政情報の不統合

手続きが分散しているため、相続登記の情報と農地台帳・森林簿の情報にタイムラグや不整合が生じ、所有者不明の土地問題の解決を阻害する一因となっている。

【その他】

政府が推進する「デジタル田園都市国家構想」における「書かない窓口」や「ワンスオンリー原則(一度提出した情報は二度提出させない)」の理念にも合致している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国民負担の軽減と行政事務の効率化が図られる。

根拠法令等

不動産登記法第 76 条の2
農地法第3条の3
森林法第 10 条の7の2第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、郡山市、いわき市、さいたま市、川崎市、福井市、上田市、山口県、防府市、高松市、東温市

○登記済みの場合、登記所からの通知により税務部局で把握している情報を、林務部局においても確認することが可能であることから、森林の土地の所有者届出を登記と重複して行うことについては、所有者に対する負担増となっている。

○【支障事例】地方自治体では年度ごとに更新される地番データをもとに山林の所有者を確認しており、改めて届出を受理する必要性が低いうえに、担当課の窓口では所有地番が対象になるかという届出者からの問い合わせが多く寄せられており、制度の説明や当該山林の地番及び位置確認等に時間を要しており対応が困難な状況である。一方、届出者にとっても、届出を提出するために登記した土地の現状が山林かどうかを確認するための負担が生じている。

各府省庁からの第 1 次回答

農地法第3条の3に基づく、農地の所有権等を相続等により取得した場合の農業委員会への届出は、農業委員会が許可等によっては把握できない農地についての権利移動があった場合においても、農業委員会が速やかにこれを知り、その機会をとらえて、農地の適正かつ効率的な利用のために必要な措置を講ずる必要があることから設けられており、届出者の情報等に加え、農地の権利設定のあっせん希望に関する記載を求めているところ。

また、本届出においては、近年の外国人等による土地取得への関心の高まりを踏まえ、農地における所有実態を把握する観点から、令和5年9月に農地法施行規則を改正し、届出人の国籍・在留資格等の記載についても求めているところ。

御提案の相続登記の情報のみでは、現時点においては、農地の権利設定のあっせん希望や国籍等の情報を把握することはできないことから、相続登記の完了をもって本届出を代替することは困難である。

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の7の2に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出(以下「本届出」という。)については、相続に限らず、売買等を含め森林の土地の所有権の移転全般を対象としており、同法に基づく諸制度を円滑に実施するため、市町村が森林の土地の所有者の実態を迅速に把握し、指導・助言等を行うことができるよう設けられているものである。このため、相続のみを対象として相続登記の完了をもって本届出がなされたとみなすことは、制度の対象や趣旨の関係で整合的ではなく、適当ではない。

また、本届出においては、近年の外国人等による土地取得への関心の高まりを踏まえ、森林における所有実態の把握の実効性を高める観点から、令和8年4月より届出書の様式を見直し、届出人の国籍、森林の土地の用途等の記載を求めることとしたところである。しかしながら、登記所から市町村長へ送付される登記済み通知においては、現時点ではこれらの情報は含まれておらず、現在の所有者が外国人である可能性が否定されない中で、相続登記や登記済み通知の情報のみでは、実効的な指導・助言等の実施に必要な情報を十分に把握することは困難である。このため、登記情報をもって本届出を代替することは適当ではなく、実効的な制度運用の観点からも慎重な対応が必要である。

さらに、令和6年4月から義務化された相続登記は所有権の取得を知った日から3年以内の申請を義務付けるものであり、本届出の制度と比べて相当長期間の差がある。このため、登記の完了をもって本届出がなされたとみなす規定を設けた場合、森林の土地の所有者の実態把握が遅れ、森林の適正な管理や諸制度の運営に支障が生じるおそれがあることから、対応は困難である。

加えて、市町村職員にとっては、3年以内に相続登記が行われているかどうか、常時、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 382 条に基づく登記所から市町村長への通知(登記済み通知)を確認する必要があるおそれがある。

また、仮に期限内に相続登記が行われていなかった場合、所有者に対して本届出の督促を行えないまま、ただちに森林法の規定に違反した状態が生じるといった懸念もある。

ただし、所有者の負担軽減に資するよう、本届出の期限は 90 日以内(森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)第7条第1項)とされているところ、相続手続の実態や他制度との整合性等の観点から、管理番号 177 の提案も踏まえ、相続税の申告・納税期限と同様の 10 か月へ緩和することを検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	55	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

市街化区域編入に伴う農林調整の円滑化

提案団体

佐野市

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

市街化区域編入の農林調整に当たり、各地域ごとの土地利用の状況を鑑み、耕作放棄地等の未利用土地による影響により編入スケジュール全体に著しく支障をきたす場合、実態に即した例外的な対応を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

平成14年11月1日14農振第1452号農村振興局長通知(最終改正令和5年3月31日4農振第3642号)「都市計画と農林漁業との調整措置について」に基づき、都市計画変更の際には農林調整を実施している。その中で、新市街地として市街化区域への編入を行う場合には、農地(白地)を一切残してはいけない(事業計画等により農地以外の土地利用が確実であることを調整の時点で示さなければならない)という考えを農林水産省に示されている。

都市計画の観点としては、市街化区域内に農地(白地)を残すことは適正とは言えず、地区計画などを定めることで土地利用の方向性は示すものの、農地(白地)はあくまで民地であるため、農地以外の土地利用が図られるかの確実性を示すことは難しい。

【支障事例】

区域編入の一部に極端に不整形や狭小なため農業者から敬遠され、今後も農地としての土地利用が図られない見込みがない未利用土地が存在し、それにより農林調整が非常に困難となっている。

【制度改正の必要性】

農業者からも明らかに敬遠されるような農地についても農地以外の土地利用を制限しては、耕作放棄地を増加させるのみで、有効な土地利用を図ることは永久にできない。

【支障の解決策】

狭小・不整形に取り残されている農地について、農地のままでも市街化区域編入を可能とすることで、未利用状態を解消し、周辺の土地利用と一体で有効利用を図ることが可能となる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

狭小不整形で数十年に耕作されていない土地が存在している。耕作放棄地として取り残されるのみで、地域としても所有者としても負の遺産となってしまう。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

農業者による耕作も見込めない農地も含めて市街化区域に編入することができれば、耕作されない未利用地として取り残されていた土地の有効利用が図りやすくなる(周辺事業者や新規事業者による敷地の一体利用など)。

また、農林調整の手続についても、より迅速に進めることができる。

根拠法令等

平成 14 年 11 月 1 日 14 農振第 1452 号農村振興局長通知(最終改正令和 5 年 3 月 31 日 4 農振第 3642 号)「都市計画と農林漁業との調整措置について」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高崎市

—

各府省庁からの第 1 次回答

都市計画法に基づく都市計画の策定又は変更にあたっては、市街化区域に編入する必要性や規模の妥当性等に係る土地利用調整を行うとともに、周辺農林水産業への影響の有無を確認し、農林漁業関係施策との農林調整を行うこととしています。

都市計画制度において、新たな市街地として開発を行うにあたって市街化区域とする区域は、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされ、基本的には市街化区域へ編入しようとする土地は、土地区画整理事業などの計画的な市街地整備事業の実施が確実な土地の区域など、都市的土地利用に供されることが必要とされています。

ご提案の「耕作放棄地等の未利用地」を市街化区域に編入することについては、都市計画担当部局や農林水産担当部局等の関係部局が連携し、当該土地の所有者等の土地利用に係る意向や、当該土地を市街化区域に編入する必要性等を総合的に勘案した上で、市街化区域へ編入するという判断もありうるものと考えます。その上で、市街化区域への編入による農林調整を行うこととなった場合には、国(農政局)に御相談いただければ、円滑に調整が進むよう努めてまいります。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	63	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

森林の土地の所有者届出の一部廃止・簡素化

提案団体

池田町、福井県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

森林の土地の所有者届出について、登記済みの場合、税務部局で把握している情報を確認することで届出を不要とすること。また、登記をしていない場合、施行規則第7条第2項に規定する書面について、一部不要とすること。

具体的な支障事例

当県においては、森林簿(都道府県が作成するもので、森林の樹種や樹齢などが記載されている)の情報を市町村が閲覧できる仕組みがある。自分の森林の場所を知らない申請者(ほぼ全員)が手続をする場合、当該届出の添付書類である「森林の位置図」については、「地番」情報をもとに森林簿に紐付いている位置図を市町村窓口へ申請・入手し(市町村からすれば、申請に基づきシステム等から出力して申請者に交付し)、これを届出書に添付して市町村に所有者届出を行う流れとなる。つまり、市町村が申請者に提供した森林の位置図を、申請者が市町村に提出する形となっているが、当該位置図は届出を受けて市町村が森林簿情報から入手すればよいから、添付する必要はないと考えられる(国民に無駄な負担を強いていると考えられる)。

また、当該申請が行われるような場合、一般的に登記申請についても別途行われるが、登記が行われた森林土地については、登記部局から市町村の固定資産課税部門に変更の連絡があり、かつ、当該情報は役場内で利用可能であることから、林務部局で把握が可能であるため、申請者の事務負担を担わせる必要がないと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

登記を行ったにもかかわらず、市町村の窓口に来庁して変更届出をする作業は、森林土地所有者が相続により変更する場合、(当町のような公共交通がないような自治体の申請の場合は特に)遠隔地の子息が行う場合があり、わざわざ来庁する手間や、事務書類の作成の負担感が大きくなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

登記を行った場合に届出が不要になれば、通常司法書士に委託して相続等の登記事務のみを行えばよく、森林土地所有者届出に係る事務的な不経済が解消される。特に相続事務については、登記が義務化されたことで、所有者情報の変更が確実にも行われることも考慮すべきである。

また、登記を行わずに届出を行う場合にあっても、所有者の変更の届出を出しさえすれば、市町村担当者が位置を確認し、また必要に応じて申請者本人に確認することができるため、届出事務の簡素化と、担当事務職員

の負担軽減も可能である。

根拠法令等

森林法第 10 条の7の2第1項
森林法施行規則第7条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、郡山市、いわき市、高崎市、さいたま市、川崎市、熊本市

○登記済みの場合、登記所からの通知により税務部局で把握している情報を、林務部局においても確認することが可能であることから、森林の土地の所有者届出を登記と重複して行うことについては、所有者に対する負担増となっている。

○相続登記の場合、登記の義務期間は3年以内となっているため、取得後、90 日以内に登記が行われていないものについては、届出不要とすることはできないことを周知する必要がある。

また、当運用は、市町村の登記部局、固定資産課税部局、林務部局との連絡調整が密に行われていることが前提となるため、マニュアル等で連絡調整を必ず行うよう、明文化してほしい。

各府省庁からの第 1 次回答

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の7の2に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出(以下「本届出」という。)については、相続、売買等、森林の土地の所有権の移転全般を対象としており、同法に基づく諸制度を円滑に実施するため、市町村が森林の土地の所有者の実態を迅速に把握し、指導・助言等を行うことができるよう設けられているものであり、登記の完了をもって本届出がなされたこととみなすことは困難である。

また、本届出においては、近年の外国人等による土地取得への関心の高まりを踏まえ、森林における所有実態の把握の実効性を高める観点から、令和8年4月より届出書の様式を見直し、届出人の国籍、森林の土地の用途等の記載を求めることとしたところである。しかしながら、登記所から市町村長へ送付される登記済み通知においては、現時点ではこれらの情報は含まれておらず、現在の所有者が外国人である可能性が否定されない中で、相続登記や登記済み通知の情報のみでは、実効的な指導・助言等の実施に必要な情報を十分に把握することは困難である。このため、登記情報をもって本届出を代替することは適当ではなく、実効的な制度運用の観点からも慎重な対応が必要である。

さらに、売買等による土地の取得については登記申請が義務化されておらず、本届出の期限である 90 日以内に確実に登記が行われるものではないことから、御提案のように、登記が完了したことにより本届出を不要とする場合、林務部局において所有権の移転を的確に把握することができず、森林の土地の所有者の実態把握が遅れるおそれがある。

また、令和6年4月から義務化された相続登記は所有権の取得を知った日から3年以内の申請を義務付けるものであり、本届出の期限と比べて相当長期間の差がある。このため、相続登記の完了をもって本届出がなされたこととみなす規定を設けた場合、森林の土地の所有者の実態把握が遅れ、森林の適正な管理や諸制度の運営に支障が生じるおそれがあることから、対応は困難である。

加えて、市町村職員にとっては、本届出の期限内に登記が行われているかどうか、常時、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 382 条に基づく登記所から市町村長への通知(登記済み通知)を確認する必要が生じるおそれがある。

さらに、仮に期限内に登記が行われていなかった場合、所有者に対して本届出の督促を行えないまま、ただちに森林法の規定に違反した状態が生じるといった懸念もある。

「登記をしていない場合、森林法施行規則第7条第2項に規定する書面について、一部不要とすること」については、挙げられている具体的な支障事例から「一部」の対象は同項第1号に規定する「当該土地の位置を示す地図」を指していると推察するが、本届出により森林法に基づく諸制度を確実に実施し必要な指導・助言等を行うためには、森林の土地の所有者となった者が当該土地の所在地を適切に認識していることを確認する必要があるため、本届出においては「当該土地の位置を示す地図」を添えなければならないこととしている。

なお、当該地図については、森林の土地の位置が把握されるものであればよく、インターネットで無料提供されている地図に当該森林の大まかな位置を記入したのも該当する。このため、こうした簡易的な方法の活用も含め、引き続き適切な制度運用をお願いしたい。

ただし、所有者の負担軽減に資するよう、相続に係る本届出については、手続の実態や他制度との整合性等の

観点から、管理番号 177 の提案も踏まえ、相続税の申告・納税期限と同様の 10 か月へ緩和することを検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	69	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

確保すべき農用地の都道府県面積目標の管理手法の見直し

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

農振法における農地の総量確保に係る都道府県面積目標を都道府県の裁量で主体的に管理できるようにするため、影響緩和措置の実施方法等について国が定めた農業振興地域制度に関するガイドライン(平成12年4月1日付け12構改C第261号(最終改正:令和7年6月27日))(以下「ガイドライン」という。)の改正を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

農振法第13条第5項の規定により、除外目的変更に係る農振除外が都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、都道府県知事は、除外しようとする市町村に対し、当該影響を緩和するために市町村が講じようとする措置(以下「影響緩和措置」という。)等を記載した書面の提出を求めることとされている。

国のガイドラインでは、当該影響緩和措置の要否の判断に必要な一般転用年間許容量を都道府県単位で一つ設定することとし、市町村に分配して管理することは適当ではないとされている。

また、農用地区域内の全体農地面積が都道府県面積目標を下回った場合における影響緩和措置については、判明した翌年度に除外目的変更に係る農振除外を行う市町村に対し影響緩和措置を求めることとされており、市町村ごとに面積目標を設定すること等は想定されていない。

【制度改正の必要性】

ガイドラインの取扱いによると、農振除外による農地減少が一般転用年間許容量を超えた場合、一般転用年間許容量の超過に影響を与えた市町村に関係なく、翌年度の除外市町村がその超過した割合に応じた影響緩和措置を講じることとなるため、市町村間の不公平感を生じさせるおそれがある。

また、農用地区域内の全体農地面積が都道府県面積目標を下回った場合における影響緩和措置についても、市町村ごとの除外面積の多寡に関わらず、除外市町村が除外による農地減少面積の10割を講じることとなり、不公平感を生じさせるおそれがある。

【支障の解決策】

農用地区域内において確保すべき農用地は市町村が農業振興地域整備計画を定めて指定し、その編入・除外についても市町村単位で実施していることから、都道府県において市町村ごとの農地の賦存状況や過去・現在の農振除外のすう勢、開発需要の見込み等を踏まえて市町村単位で面積目標の設定や一般転用年間許容量の分配を行って管理することができる制度とする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正の効果】

農振除外は市町が行うものであるため、市町ごとの除外農用地区域への編入やその除外については、各市町村が行うものであるから、都道府県において市町村ごとの農地の賦存状況や過去・現在の農振除外のすう勢、開発需要の見込み等を踏まえて各市町村の一般転用年間許容量を分配して管理することができる制度とすることで、市町村は、自らが行う農振除外の状況に応じ、影響緩和措置の要否やその分量を把握し、都道府県面積目標の達成に向け自律的・主体的に取り組むことができ、都道府県の責任のもと各市町村間で不公平感なく目的を達成できる。

また、農用地区域内の全体農地面積が都道府県面積目標を下回った場合における影響緩和措置についても、市町村単位での設定等を可能とすることで、同様の効果が期待できる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第13条第5項及び第6項、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第5条の4、農業振興地域制度に関するガイドライン第16の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

富山県、豊橋市、三原市

—

各府省庁からの第1次回答

国がガイドラインにて示している運用は、都道府県や市町村の事務負担が過大にならないことや、市町村が影響緩和措置の要否に対する予見可能性を持って都道府県との除外協議ができること等を考慮して設計したところです。

仮に、都道府県面積目標を市町村に割り振り、市町村単位で個別に管理する手法を取った場合、市町村の農地の賦存状況や開発需要の状況によっては、都道府県面積目標全体との関係では余裕があるにもかかわらず、当該市町村において必要な影響緩和措置を講じることができないことによって、都道府県による同意ができなくなる場合が生ずるなど、運用が硬直的になることが想定されます。

一方、市町村ごと・年ごとの除外の状況が一定ではなく、先行して除外した市町村が過度に有利になるといった事情が生ずることがあり得ることについては理解しており、御提案を踏まえた対応について今後検討してまいります。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	76	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	07_産業振興		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

輸出証明書発行業務に係る私人委託を可能にすること

提案団体

愛媛県、広島県、徳島県、宇和島市、八幡浜市、西条市、四国中央市、松野町

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項に基づく、都道府県知事等が発行主体となる輸出証明書の発行業務については、申請受付、輸出先国の定める条件の適合審査、輸出証明書の発行の可否決定、証明書の交付等、全ての事務を私人に委託することを可能とするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

当県におけるクロマグロ漁獲証明書や放射性物質検査証明及び産地証明書等の発行業務については、1件当たり約30分要する事務が、年間約3,000件発生しており、輸出促進の阻害の一因となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現状の信頼性が維持されるとともに、対応の迅速性、輸出事業者(申請者)の負担が現状と比較して向上・改善するのであれば、申請書類提出先の拡充により受益者の利便性が向上する。

根拠法令等

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省庁からの第1次回答

輸出証明書は、輸出先国・地域から我が国政府機関による発行が求められている場合に、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第 15 条にその発行手続を定めている。

その発行主体は法令上、原則、主務大臣又は都道府県知事等とされており、輸出先国・地域から認められる場合に限り登録発行機関が発行を行うことができる一方、これら以外の組織又は機関が発行主体となることは認められていない。

なお、都道府県等における証明書発行業務については一定の事務負担が生じており、輸出促進の観点から対応の迅速化が求められているものと認識している。このため、当該業務に係る体制整備や処理能力の向上を支援する観点から、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金(自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業)を措置しているので、活用を検討されたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	87	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

国有林野に係る保安林内作業許可及び代替施設の設置確認等の実施主体の見直し

提案団体

群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

国有林野に係る森林法第30条の規定による告示等の事務並びに同法第34条第2項の規定に基づく保安林内作業許可及び代替施設の設置確認を国の権限とする。

具体的な支障事例

森林法第34条第2項の規定に基づく保安林内作業許可については、「都道府県知事の許可」の対象から国有林野が除外されていないため、各都道府県知事が実施しなければならないこととされている。
また、上記の森林法第34条第2項の許可を取得して、事業実施者が設置した代替施設の設置状況の確認・報告についても、林野庁の通知により、各都道府県知事が実施するものとされている。
このため、各都道府県においては、当該保安林の指定の解除の実質的な審査等を行っていないにも関わらずこれらの事務を実施しなければならず、また、事業実施者においても、森林管理局長宛て国有林野の貸付等に関する手続を実施するとともに、都道府県知事に対して森林法第34条第2項の規定に基づく保安林内作業許可申請を行わなければならない、双方の負担が大きくなってしまっている。
併せて、森林法第30条の規定による解除予定保安林の告示についても、各都道府県が当該保安林の指定の解除の実質的な審査等を行っておらず、一連の事務主体とは異なるため、農林水産大臣において告示事務を行うこととするのが適切であると思われる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

実際に森林法第34条第2項の規定に基づく保安林内作業許可及び代替施設の設置確認を実施する(環境)森林事務所の担当者から、当該事務を都道府県知事が行うことについて、疑問の声が出ている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

業務の効率化が図られ、各都道府県の業務負担が軽減される。
事業実施者においても、申請先が森林管理局長に一本化されることにより、利便性の向上が見込まれる。

根拠法令等

森林法第30条及び第34条第2項
「森林管理局長が行う保安林及び保安施設地区の指定、解除当の手続について」(林野庁通知)

「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」(林野庁通知)
「保安林の指定の解除に係る事務手続について」(林野庁通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、高崎市、滋賀県、兵庫県、高知県、沖縄県

○国有保安林については各森林管理署の管理であるとの認識であり、また、管理署内にも保安林担当がいることから、国の権限において国有保安林関係の許可事務を行うことは可能と思われる。
現行では、許可の権限が都道府県知事となっているが、申請書の審査に際しても、普段から国有林野内に立ち入ることのない県の職員では申請箇所の現況把握（現地調査等）が困難であり、以前からそもそもなぜ当該事務を都道府県知事が行っているのか、県振興局の担当者及び事業実施者の双方において、疑問の声は多い。
○当県においても同様に森林法第 34 条第 2 項の規定に基づく保安林内作業許可及び代替施設の設置確認を実施する地方振興事務所担当者から、負担となっているとの意見が多い。
○本提案以外に同様理由として、国有林内の保安林内立木択伐（間伐）届（森林法第 34 条の 2 第 1 項）、保安林内立木伐採許可申請（森林法第 34 条第 1 項）の事務についても、国の権限として処理していただきたい。
○国有保安林内の作業許可及びその更新業務は、国が貸し付けて問題なしと判断されたものを、県が改めて調査するので、大きな負担となっている。国有保安林内の作業許可業務は国が実施し、年度末に県への一括報告とするように改善して欲しい。
○当県の一部地域においては、国有林が大部分を占める島を含むため、国有林関係の申請がほとんどであり、人員が減少する中で業務の負担が増してきている。

各府省庁からの第 1 次回答

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）（以下「法」という）に基づく保安林制度は、水源の涵養や災害の防備等の公共の目的を達成するために特に重要な森林を指定し、保全・管理を行うものである。これらの事務は、地方分権推進計画（平成 10 年 5 月 29 日閣議決定）に基づき、指定・解除については国土保全上又は国民経済上特に重要な流域内の民有林や国有林にあつては農林水産大臣、それ以外の民有林にあつては都道府県知事が行うこととされ、指定・解除以外の保安林の保全・管理事務は例外なく、都道府県知事が行うこととされたものである。御提案の、国有林野に係る、法第 30 条に規定する保安林の指定又は解除に係る都道府県知事の告示及び法第 34 条第 2 項に規定する保安林における土地の形質変更等の許可（以下「作業許可」という）は、国民の利便性や事務の効率化の観点から保安林の所有形態にかかわらず都道府県知事が一貫して実施することとしたものであるから、国有林野の保安林の事務だけを国の事務とすることは行政事務の効率化に逆行するものである。
また、実務面においても、保安林の指定・解除の告示は、その内容を地域の不特定多数の利害関係者に周知するものであるから、指定・解除に係る国有林野の存する都道府県の事務所に掲示等することが必要である。代替施設の設置等は、作業許可に当たって、法第 34 条第 6 項に基づく条件として付されたものであり、許可権者である都道府県知事はその設置等の確認を行うことが適当である。
ただし、国有林野の貸付け等を受けて代替施設の設置等をする場合には、国の職員が貸付地等の点検や実地調査を実施していることから、この調査結果等を都道府県の代替施設の設置等の確認に活用してもらうなど、都道府県の事務の一層の軽減に努めてまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	101	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

森林境界明確化事業及び地籍調査の重複の解消等による事務の簡素化

提案団体

愛知県、岩手県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

森林境界明確化事業(林野庁所管)と地籍調査(国土交通省所管)について、作業工程の分別、測量方法や精度、境界立会等の作業内容の水準を統一すること。
森林境界明確化事業で測量した地点において、地籍調査を実施する場合に生じる再測量の重複を解消し、事務の簡素化・効率化を図ること。

具体的な支障事例

森林境界明確化事業と地籍調査は、ともに土地境界を明確にするために地権者の同意や立会いを得て測量を実施するものである。林野庁と国土交通省の連名通知では、両者が連携し、森林境界明確化が効果的に実施されるとともに、森林地域における地籍調査等が促進されることが求められている。
しかしながら、両者の事業目的が異なる性質上、測量する土地境界、測量方法や立会方法、必要とされる測量精度等が異なり、森林境界明確化事業の測量成果を地籍調査に活用できないことが多い。具体的な相違点として、地籍調査は、森林境界明確化事業と比較して、基準点測量の実施が必要であること、境界に接する双方の土地所有者の立会いを要すること、また測量精度がより高いことといった点が挙げられる。
このため、地籍調査を実施する際には、森林境界明確化事業で既に測量した土地に対しても、改めて測量する必要が生じている。これにより、再び土地所有者に対して境界立会の同意を得る必要があるなど、事務の重複が生じており、山間部における地籍調査の円滑な推進の妨げとなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

【森林組合】

当組合が実施する森林境界明確化事業においては、土地所有者の探索のため、地籍担当部局を含めた市全体との連携が必要であるが、現在のところは森林部局との連携に留まっている。また、当組合では森林境界明確化に加えて当該地区の地籍調査も実施しているが、地籍調査は森林整備に通常求められる水準を大きく上回る精度や厳密な調査基準が課されているため、両者の調査方法や要件が大きく異なる。このため、同一箇所類似の調査を二度行わざるを得ず、現場では大きな負担となっている。さらに、地籍調査に必要な高精度の測量には外部委託が必要であり、費用が増大することから、森林境界明確化の段階で地籍調査に転用可能なデータを取得することは困難である。以上の理由により、森林境界明確化と地籍調査をそれぞれ別個に実施せざるを得ず、結果として事務の非効率が生じている。

【森林部局】

森林組合と森林部局が共同で行っている、森林境界明確化事業に類する事業においては、既に市域の170 km²

以上の施業界を確認できているが、地籍調査との制度上の隔たり(測量精度の違い)などで地籍調査と連携できていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

①連携による効果

測量費用の縮減、地元調整の効率化、地籍調査・森林境界明確化事業の進展

②森林境界明確化事業の進展による効果

森林整備の促進・効率化、権利関係の明確化、トラブル防止、保安林機能の保全

③地籍調査の進展による効果

土地境界トラブルの未然防止、登記手続の簡素化・費用縮減、土地の有効活用の促進、公共事業の効率化・コスト削減、法定外公共物管理の適正化、災害復旧の迅速化、課税の適正化・公平化

根拠法令等

国土調査法第2条第1項第3号

地籍調査作業規定準則

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領

森林公開明確化活動と地籍調査等との連携について(平成25年3月26日付け24林整計第293号・国土籍第705号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

郡山市、いわき市、高崎市、川崎市、大阪府、三原市、熊本市、宮崎県

—

各府省庁からの第1次回答

地籍調査は、登記所備付地図として活用されることを念頭に、確認した筆界をもとに正確な図面を整備するためのものである一方、森林境界の明確化は、森林整備を実施するための事業区域の確認を行うものである。森林境界の明確化における作業内容の水準は、コンパス測量やハンディーGPSによるものと、トータルステーション等による精度の高い測量やリモートセンシング技術を活用した航測法によるものとの大きく2つに分類され、前者が、あくまで森林整備の速やかな実施のための簡易なものであるのに対し、後者は、地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)第8条の規定に基づく承認申請を行うことで、森林境界の明確化作業の成果を地籍調査へ活用することが可能なものもあり、重複の解消が可能なものについては、既に実施している。いずれの水準で森林境界の明確化を実施するかについては、事業を実施する各自治体において、その後の事業展開を踏まえ選択いただくことが可能である。また、地籍調査においてもリモートセンシング技術を活用した航測法を推奨している。

なお、地籍調査の測量精度や所有者探索の水準を緩和する場合には、登記所備付地図としての信頼性を損なうおそれがあり、森林境界の明確化に地籍調査の測量精度や所有者探索の水準を求めた場合には、境界の確認まで時間を要し、森林整備が遅滞することが危惧されることから、両者の水準を統一することは困難である。他方、地籍調査と森林境界の明確化の間では、境界案の作成、所有者確認、図面作成といった類似した工程が行われ、結果として作業が重複することとなる場合には、効率的な事業推進の観点から課題があることから、これまでも地籍調査と森林境界の明確化の連携手法について、各種通知・手引きを通じて示してきたところである。

(例)

「森林境界明確化活動と地籍調査等との連携について」(平成25年3月26日付け24林整計第293号、国土籍第705号農林水産省林野庁森林整備部計画課長、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長連名通知)

「森林境界明確化成果を用いた地籍調査マニュアル」(令和4年9月22日付け国不籍第315号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課)

「航測法による森林境界の明確化事業実施のマニュアル」(令和8年4月林野庁森林整備部森林利用課)

国としては、引き続き、森林境界の明確化と地籍調査の連携促進に向けて、地籍部局と林務部局による一体的実施体制の構築に向けた促進方策などの検討に取り組んでまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	103	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条が定める製造業者届等に係る都道府県経由事務の廃止等

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、農林水産省

求める措置の具体的内容

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条が定めるところによる製造業者届等について、
①飼料及び飼料添加物の製造業者及び輸入業者に関する届においては、現状の書面による提出を前提とした様式ではなく、e-Gov を利用した届出の実現などオンライン上で必要事項を入力する形式で、都道府県を経由せず国へ直接提出すること。
②飼料及び飼料添加物の販売業者に関する届においては、現状の書面による提出を前提とした様式ではなく、e-Gov を利用した届出の実現などオンライン上で必要事項を入力する形式とすること。
③なお、eMAFF を通じた飼料及び飼料添加物に関する届出は令和8年3月 31 日で廃止されることから、e-Gov などを通じて二段階認証等でログインするなど簡易な形式で事業者が届出することができ、e-Gov などにおいて、都道府県にも届出内容の閲覧権限を付与する機能を追加すること若しくは飼料業者情報共有システムと連携されたシステムを構築すること。

具体的な支障事例

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第8条の規定により、飼料及び飼料添加物の製造業者・輸入業者は、その届出を都道府県知事を経由して、国(農林水産大臣)に提出することとなっている。本届に内容の不備がある場合、本省から都道府県を経由して製造業者等へ修正・差し替えが求められる。そのため、本来は法的根拠がないにもかかわらず、届出事項について都道府県を所管する農政局へ進達する前に、都道府県において事前確認を行っているのが現状である。当県においては、令和7年度の1年間で年間 47 件(3月9日現在)取り扱っており、業務の負担となっている。

飼料及び飼料添加物の販売業者届については、法において都道府県知事へ提出することになっている。販売業者届は、氏名及び住所、販売業務を行う事業場及び飼料(飼料添加物)を保管する施設の所在地、販売に係る飼料(飼料添加物の種類)、飼料(飼料添加物)の販売の開始年月日を届出することになっている。届出事項は、法が定めるところによっているため、一定の事項である。現在は、書面を前提とした届出を收受したのち、飼料業者情報共有システムにその記載情報を都道府県において入力しているが、令和7年度の1年間において年間 68 件(3月9日現在)行っており、業務の負担となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

飼料及び飼料添加物の製造業者及び輸入業者届の都道府県経由事務を廃止することにより、

- ・1県あたり、2h/1件×50件(見込)=100hの業務量の削減となること
- ・事前の確認等のやり取りにより、県及び国(農政局)双方のやり取りが不要になること

飼料及び飼料添加物の販売業者に関する届においてオンライン上で必要事項を入力する形式にすることにより、

- ・オンライン上の手続により、都道府県の出先機関の業務が不要となり、都道府県の主務課での集中的な事務処理のみで完結することが可能になる。
- ・オンライン上での届出により、現状の届出事項の転記と異なり、登録漏れ等を防ぎ、届出内容の一括での確認が容易になる。
- ・オンライン上で必要事項の記載のみに改めることにより、届出者において、公用文形式で体裁を整えた届出の提出が不要となる。

根拠法令等

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、神奈川県、大阪府、兵庫県、山口県、宮崎県

○実際に、国から届出内容の修正・差し替えの指示があった場合、都道府県が業者と国の間に立って対応せざるを得ない事案が発生しており、県の事務負担が増大している。このような現状は、本来法的根拠がないにもかかわらず、都道府県が事前確認や連絡調整を行っていることに起因している。

○当県においても、

①飼料及び飼料添加物の製造業者及び輸入業者に関する届:11件

②飼料及び飼料添加物の販売業者に関する届:16件

の年間業務が発生しており、提案団体の提案が実現することで、業務負担の軽減につながると思われる。

○①製造業者等の届出について、提案団体と同様に当県においても事前確認が業務の負担となっている(直近5年平均で年間13件の取扱い)。②販売業者等の届について、入力作業が業務の負担となっている(直近5年平均で年間7件の取扱い)。

○飼料製造業者の届出は国への提出までに確認作業や修正依頼に時間を要するものが多い。また、国へ提出後も修正・差し替えが都道府県を経由するため、再び届出者と連絡をとる必要があり、1件の届出が完了するまでに数ヶ月かかる。届出者にも県と国とで何度も修正を依頼する場合があります、効率的でない。当県は昨年、届出事務全体の約6割が飼料製造業者からの届出であり、業務的負担が大きい。届出が国へ直接提出となった場合には、届出の情報が都道府県も確認できるようにすること、また、業者に対して届出提出に係る手続きの流れについての周知を求める。

各府省庁からの第1次回答

①飼料及び飼料添加物製造業者・輸入業者届出が都道府県経由とされているのは、立入検査権限を有する都道府県が、その権限を行使し、行政指導を適切に実施するためには、自らの管轄域内における飼料等の製造拠点、製造体制、取り扱う飼料等の種類といった基本情報を遅滞なく把握することが不可欠であるためである。このため、経由事務については飼料安全法の適切な運用のため、維持することが適当である。

②、③eMAFFを活用した飼料及び飼料添加物製造業者・輸入業者・販売業者届出については、利用率が届出総件数の1割未満にとどまり、事業者及び行政双方の業務負担軽減に結びつかなかったことから、令和8年3月31日をもってこれを廃止したところであるが、現在でも電子メールによる届出を受け付けているところである。今後、都道府県等の業務負担の軽減を図るため、費用対効果を踏まえつつ、eMAFF申請2.0への参加等による電子化など、より業務の効率化について検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	114	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

現場事務所等を農地に設置する場合における一時転用許可手続の免除等

提案団体

香川県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

公共工事の受注者が現場事務所や資材置場などを農地に設置する際に必要な一時転用許可(農地法)の手続について、免除または簡略化するよう、根拠法令の緩和改正または運用制度の策定を求める。
また、同手続を簡略化する場合は、公共工事の受注者による「定款若しくは寄附行為の写し又は法人登記事項証明書」や「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」などの資料の提出を省略し、必要最小限の許可申請手続資料とする。

具体的な支障事例

工事においては現場の近くに現場事務所や資材置場などを設置することが多いが、現場周辺に農地以外の適切な場所がない場合は、土地使用者(受注者)が農地の一時的転用許可の手続を行う必要がある。この場合、事務手続上、申請から許可に至るまでに約2か月程度を要し、この間、現場事務所や資材置場などが設置できないため、現場着手が困難となる(これらは「任意仮設」に該当するため、発注者が土地を取得したり、発注前に農地に係る権利を取得することができない)。また、現場作業の時間を確保するためには、工期を延長することとなるが、その結果、公共事業の完成および効果の発現が遅延することになる。
また、当県の公共工事による農地一時転用事例として、手続件数は年8件程度、1回当たりの審査時間は1.5時間/件と、当県農政水産部職員の事務負担が生じており、申請から許可までにかかる期間は約2か月を要する。
一方、公共工事の受注者は、発注者(国又は都道府県等)により、建設業法に基づき建設業許可や経営事項審査を受けており、公共工事請負契約に先立ち、受注予定者である建設業者の資力や信用を確認されている。このため、受注者は発注者から一定の信頼のもとに工事請負契約を締結していることから、農地法に基づく一時転用許可手続は、発注者と同程度の取扱いで十分であると考えられる。
以上のことから、事業の円滑な推進、ひいては地域経済の早期活性化に向けて、公共工事の受注者であれば、発注者と同程度(※)の手続とするよう、根拠法令の緩和改正または運用制度の策定を求める。
※発注者(国又は都道府県等)が農地に係る権利を取得する場合は、農地法第5条第1項第1号の規定により、農地の一時的転用許可の手続は不要。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県と県建設業協会との意見交換会(令和8年1月30日)において、「現場事務所や資材置き場等に使用するために農地の一時的転用をする場合、長期間と多大な経費を要するため、公共工事については簡単に一時転用できるようにしてほしい」との旨の要望を受けた。

この要望を受け、当県農政水産部へ手続の簡略化が可能かどうかを確認したところ、「現行の手続は法律等で定められたものであり、公共工事に限った簡略化は困難である」と回答があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

本制度を改正することにより、次の3点の効果があると考えられる。

- ①許可に要する日数を短縮することで、早期の事業効果を図ることができる。
- ②農地の一時転用手続が免除または簡略化されることにより、受注者の事務負担が軽減される。
- ③一時転用許可（農地法）を所管している当県農政水産部の事務手続が免除または簡略化されることにより、事務負担が軽減される。

なお、公共工事における一時転用許可手続の免除または簡略化の個別判断は、農地法の主旨に基づき、従来どおり、都道府県知事（農地法所管部局）が行うものとし、その対象は公共工事の受注者が現場事務所や資材置場などを設置する意向のある農地のみとすることで、限定的な制度改正となることを想定している。

根拠法令等

農地法第5条第1項第1号各号、農地法施行規則第53条第1項各号、農地法関係事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、防府市、高松市

○公共工事の場合、施設等保有状況一覧表、当座勘定お取引明細書、会社の定款、履歴事項全部証明書は不要と思われる。

各府省庁からの第1次回答

国及び地方公共団体による農地転用のうち事業の公共性が高く、かつ、地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる一定の施設については、農地転用の許可を不要としているところです。

こうした公共転用については、国や地方公共団体において、事前に農業上の土地利用調整が行われるなど転用許可基準等に即した適正かつ合理的な土地利用がなされることを前提に、許可不要としているものです。

一方、ご提案にある、公共事業に伴って受注者が設置する資材置場や現場事務所等については、あくまでも、受注者が公共事業を行う上で、受注者の責任で必要に応じて設置するものであり、公共事業と同様の土地利用調整が行われるものではなく、また、周辺農地への影響の有無や一時転用後の農地への原状回復の確実性などを確認する必要があります。

このため、地方公共団体が自ら行う公共事業と同等に農地転用の許可を免除することはできません。

また、一時転用許可申請書に添付する資料は、農地転用許可基準の適否を判断する上で、必要な書類であり、資料の確認自体を不要とすることはできませんが、公共事業の実施主体（公共施設整備担当部局）において、農地法において添付書類とされている資料を保有しており、当該資料を農地転用許可権者（農地転用担当部局）に共有することで、農地転用許可基準の適否を判断できる場合は、受注者からの申請書への添付されたものとみなすという運用は可能です。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	128	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

通知や依頼事項について地方自治体に不要な事務をさせないこと

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

国からの委託業務を実施する団体の業務等、国があえて都道府県経由で行っている事務について都道府県を経由する仕組みを廃止する。

具体的な支障事例

農山漁村振興交付金(最適土地利用総合対策)に係る全土連主催の「最適土地利用総合対策に係るブロック会議」について、当該会議は事業実施主体のみが参加するにもかかわらず、当該会議に係る参加者の事前作成資料について、県を経由して農政局に提出し確認を受けたうえで全土連に共有するという手続きがとられた。この件については県が農政局に見直しを求めたところ、農政局は農林水産省が発出元であることから、省あてに申し入れを行うよう指示があるなど、さらに県の事務負担が増加する形の対応があった。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

同左

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事務負担が軽減される。(本来、必要な負担となる)

根拠法令等

農政局担当者会議資料

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高崎市

—

各府省庁からの第1次回答

最適土地利用総合対策のうち最適土地利用推進サポート事業で実施しているブロック会議について、各地区の事業実施主体への開催案内及び資料(事業実施地区の1枚概要)の作成・提出依頼については、本年度から、当該サポート事業の実施主体である全国土地改良事業団体連合会から各地区の事業実施主体に対し直接連絡を行い、直接資料の回収を行うこととし、都道府県を経由しないこととしています。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	131	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

ベース・レジストリと森林クラウドシステムとの連携の実現

提案団体

福井市、福井県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

市町村林務部局において法務局からの公図の取得が不要となるよう、デジタル庁の「ベース・レジストリ」と都道府県の「森林クラウドシステム」との連携による正確かつ最新の情報連携を実現してほしい。

具体的な支障事例

【現状】

市町村林務部局では、法務局から取得した公図を使用して、林地の位置を特定する業務を行っている。例えば、「伐採および伐採後の造林の届出※1」及び「森林の土地の所有者届出※2」の際の届出内容の確認作業、また「森林現況調査※3」の際の位置の特定作業、などが挙げられる。

※1…森林所有者などが森林の立木を伐採する場合の届出に際し、当該森林の位置を特定することを目的に公図を取得。

※2…売買や相続等により森林の土地を新たに取得した場合の届出に際し、当該森林の位置を特定することを目的に公図を取得。

※3…農業委員会からの非農地通知により新たに森林に編入するかどうかの現況調査に際し、当該森林の位置を特定することを目的に公図を取得。

【支障】

都道府県が運用する林地情報オープンデータ「森林クラウドシステム」は、運用者のもとで筆ポリゴンを独自に設定するなど手作業で構築しており、地番や土地境界などの不動産登記情報と連携した構築となっていない。このことによって、市町村林務部局の各種業務において、森林クラウドシステムの閲覧だけでは正確性に問題があることから、公図の取得を余儀なくされている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

法務局から取得する公図が不要となり、システム間連携による情報のワンストップ化が実現

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

郡山市、いわき市、高崎市、川崎市、島田市、大阪府、三原市、熊本市

—

各府省庁からの第1次回答

不動産ベース・レジストリについては、令和9年度末の地図情報のサービス提供を目指し、データベースの整備を進めている。これにより、これまで公用請求により取得していた地図情報を、オンラインで確認・取得することが可能となる見込みである。

不動産ベース・レジストリと「森林クラウドシステム」との間での地図情報の連携については、地図情報の整備状況や、森林クラウドシステムの整備・運用が各都道府県それぞれの考え方等により行われていることなどから連携することは各都道府県の判断によるもの。

今後、実際に各都道府県で御判断いただくに当たって、不動産ベース・レジストリの活用により、都道府県や市町村の森林・林業に関する事務の効率化が図られるよう、林野庁としても不動産ベース・レジストリの整備状況等について丁寧に情報提供を行っていく。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	162	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

鳥獣被害対策に係る集落での指導等の実施主体の見直し

提案団体

山形市

制度の所管・関係府省庁

農林水産省、環境省

求める措置の具体的内容

鳥獣被害対策に関して、集落での指導や研修等は、都道府県が専門人材を確保し、広域的に行うこと。市町村において、自ら行うことが難しい業務について、鳥獣保護管理を実施する都道府県が被害防止計画を策定し、当該事務を行うこととする。

具体的な支障事例

近年、クマやイノシシが人の日常生活圏に出没し、被害が発生する事例等が増加しており、鳥獣被害対策に対する住民の関心も高まっている。市町村は鳥獣による農林水産業等の被害対策の実施に努めることとされており、被害防止計画の策定や計画に基づく具体的な被害対策を行っているが、狩猟免許取得者等の被害対策の担い手は高齢化が進み、将来的な担い手の育成・確保及び集落全体での取組支援が必要となっている。これらの取組を行うためには野生鳥獣の生態や柵の設置技術などの専門的な知識・経験が必要となるが、特に小規模団体においては、鳥獣被害対策専門の職員を配置することは困難であり、人事異動等もあることから、知見や経験の継承等にも課題がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

イノシシ・ニホンジカの捕獲頭数は増加傾向にあるが、狩猟免許取得者等の高齢化が進み、将来的な担い手が不足が懸念される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

専門人材が確保されることにより、集落での指導が適切に行われ、より効果的な鳥獣被害対策を行うことが可能となる。
また、専門的な知識・経験を有する職員がいない市町村において、都道府県が対象鳥獣の捕獲等を行うことにより、被害の軽減につながることを期待される。

根拠法令等

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、北上市、高崎市、寒川町、島田市、彦根市、東温市

○提案団体と同様に当市も狩猟免許取得者等の被害対策の担い手は高齢化が進み、将来的な担い手の育成・確保及び集落全体での取組支援が必要となっている。

○当市は、市域の大部分が市街地でまとまった山林はなく、これまでシカやイノシシによる被害や捕獲の事例はないが目撃情報は複数寄せられている。今後、市街地に出没して捕獲の必要が生じた場合に、ハンターの確保や捕獲後の対応は当市単独では非常に困難であることが想定される。また、これらの大型獣は市域をまたいで移動することから、市町村ではなく都道府県が主体となって対応する必要がある。

○専門員の確保が困難なことから、被害対策は狩猟グループへの委託に頼らざるを得ない。しかしながらその担い手も高齢化が進むにつれ、将来的な担い手の確保が課題となり、制度実施が困難となることが容易に想定される。

各府省庁からの第1次回答

現在、いかなる法令においても、都道府県が専門人材を確保し、鳥獣被害対策に関する指導や研修等を実施することをとどめていない。

実施については、各都道府県の判断となるため、所在する都道府県に相談願いたい。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律においては、鳥獣被害防止計画は、市町村が作成することができるものとしており、作成が義務ではなく、また、都道府県が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき作成することができる第二種特定鳥獣管理計画（以下、「特定計画」という。）においては、都道府県域での被害防除の取組を記載することとされているが、都道府県は特定計画を作成等するときは、関係地方公共団体と協議しなければならないこととされており、同協議に基づき、市町村域での被害防除対策を、県が作成する特定計画に記載し、県が実施することは現行法制度においても可能である。

なお、市町村が鳥獣被害防止計画を作成しない場合にあつては、鳥獣被害防止総合対策交付金については、鳥獣被害防止計画に基づく取組に対する支援を行っている性質上、交付を受けることができなくなることを御了知願う。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	163	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

抵当権等の設定された土地を公共事業のために取得する場合において抵当権等の抹消登記が可能となる要件の緩和

提案団体

福島県、群馬県、全国知事会、北海道東北地方知事会

制度の所管・関係府省庁

法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

抵当権(本項においては根抵当権、買戻し特約、差押等の登記を含む)の設定された土地を公共事業のために取得する場合、一定の条件(抵当権者の所在不明、抵当権の相続未登記等)を満たせば、土地所有者と公共事業施行者の申請のみで抵当権等の抹消登記を行えるよう法令改正(不動産登記法の改正又は特別措置法の制定)をしてほしい。

具体的な方法としては、上記二者が抵当権抹消に係る申立てを所管の裁判所に行い、抹消に関する官報公告期間を経たあとで、金銭供託を伴うことなく、裁判官の囑託により抹消登記を行う方法である。

具体的な支障事例

当県の計画する土地改良事業において、事業用地(換地処分ではなく用地取得を行う範囲)となる複数の土地に抵当権が設定されていた。土地ごとに条件は異なるが、いずれも設定時期は昭和30年頃、被担保債権は一万円~二万円程度であった。抵当権者については各筆で異なるが、戸籍等で死亡が確認できる者と、所在不明(戸籍等に同姓同名の者はいるが住所が符合しない)の者がいた。

公共用地取得の原則として、抵当権の設定された土地は取得前に土地所有者による抵当権抹消が必要とされている。しかし、抵当権者が所在不明あるいは多数の相続人となっている場合、個人である土地所有者にとって、抵当権者について調査することは金銭的負担(司法書士への依頼料等)が大きい。加えて、土地所有者が債務者当人ではなく相続人であるため、当事者意識や「抵当権を抹消してでも協力する」という意識は希薄であることが多い。

実際に、現在用地取得を進めている事業において、一部の地権者から抵当権抹消の困難さを理由に協力を拒まれる懸念が発生している。

抵当権を抹消することなく用地取得するという選択肢もあるが、土地改良事業の場合、事業後に関係団体(市町村又は土地改良区等)に土地改良財産の一部として土地を譲与するため、抵当権を理由として譲与を拒まれる可能性がある。譲与を受け入れたとしても抵当権設定が抹消されない限り競売のリスクが残るため、根本的な解決には至らない。

なお、当県の定める「用地事務取扱要領」において「取得する土地等に所有権以外の権利が設定されているときは、土地所有者等にその権利を抹消させなければならない」とあり、これは国(農林水産省、国土交通省)の定める方針に準拠している。

なお、当県の想定する「一定の条件」は以下のとおり。

①「一定の捜索を行っても抵当権者の所在が不明であること」

②「抵当権者が死亡し、相続登記がされていない状態で、抵当権抹消をする旨を一定期間公告しても異議申立てがないこと」

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

(事業者の意見)

設定時期が古く、消滅時効を迎えている可能性が高いため行使される見込みの低い抵当権(いわゆる休眠抵当権)のみを理由として公共用地取得を断念することは合理的ではないと考える。

実際、令和5年4月1日施行の改正不動産登記法 70 条の2において休眠抵当権の抹消条件が一部緩和されるなど、その機運は高まっている。ただし、同条で対象とされているのは、抵当権者が「解散した法人」の場合のみであり、個人間の金銭貸借による抵当権は対象となっていない。当県の土地においては個人が抵当権者となっているケースが多く、現行法制では抹消は困難なままである。

また、「抵当権又は被担保債権の消滅時効援用の申立て」や「金銭供託を伴う抵当権消滅請求」といった手法もあるが、これらの手続きや供託金は土地所有者にとって負担となる(用地取得の対価が供託金額を上回るケースは限定的)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事業用地に付された抵当権の抹消手続きは多大な時間と労力を要するため、抹消手続きが簡略化されれば事業完了までの期間は短縮される。また、抵当権の付された土地でも公共事業用地に加えやすくなるため設計の柔軟さも増す。

また、副次的な効果ではあるが、「公共事業施行者の申請を伴えば円滑に抵当権を抹消できる」ことは土地所有者にとってメリットであるため、事業用地の任意取得にプラスに働くことが見込まれる。

根拠法令等

不動産登記法第 60 条
民法第 379 条から 386 条まで

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、いわき市、茨城県、名古屋市、安来市、熊本市

○当県においても、抵当権設定の時期が極端に古く(明治・大正時代)、抵当権者の探索特定が極めて困難な「休眠抵当権」と呼ばれる抵当権が残った公共用地の取得事例はこれまでも生じている。

このような場合、債権額が少額で成果が僅少な一方、解決のための労力や費用は多大であり、所要の法令改正により簡易な手続きで抹消登記を可能とすることは大いに賛同できる。

各府省庁からの第1次回答

不動産登記法第 70 条の2は、担保権に関する登記の登記名義人である法人について、法人としての実質や、その有する担保権の実体を喪失していると認定することができる場合には、供託がされずに登記が抹消されても登記義務者(担保権に関する登記名義人)が損害を被る蓋然性は極めて小さいものであるとの考えのもとに、供託を要することなく、担保権に関する登記の抹消を登記権利者が単独で申請することを認めたものである。

これに対し、抵当権者が自然人である場合には、当該抵当権者が死亡したときにはその相続人が抵当権の被担保債権も相続することから、御指摘のような条件を満たしたとしても、抵当権及びその被担保債権が実体的に消滅しているということを形式的に判断することができないため、対応は困難である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	172	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

経営開始資金における「農業経営開始日」の市町村による認定を可能とすること

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

経営開始資金の支給期間算定の基準となる「農業経営開始日」について、国の通知による画一的解釈ではなく、市町村が客観的資料に基づき総合判断できる制度へ改正すること。
国は基本的判断基準のみを示し、最終認定権限を市町村へ付与することを求める。

具体的な支障事例

新規就農者が農業経営を開始する際は、農地確保に時間を要する場合や、研修終了後に段階的に販売を開始する場合、副業型からの段階的に移行する場合など、営農開始形態が多様である。現行運用では、研修終了日、農地取得日、営業届出日など、いずれを農業経営開始日とするかについて何を根拠として判断すればよいか明確に示されていない。そのため、国が示す手引きにしたがって市町村で妥当と判断した場合も、県や国への確認時に判断が否定されることがあり、支援期間の開始日となる農業経営開始日の判断に悩むケースがあり、適切な就農支援に支障をきたしている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

「実際に売上が安定していない段階から農業経営開始日とされるのは不合理。特に、果樹を一から始める場合は、早めに農地を取得し、栽培しないとすぐに経営を成り立たせることができない。」と交付対象者からの声が寄せられている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・制度空白の解消
- ・生活不安の軽減
- ・離農防止
- ・審査の透明性向上
- ・地域実態に即した制度運用

根拠法令等

新規就農者総合対策推進事業実施要綱

別記2 就農準備資金・経営開始資金

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、高崎市、川崎市、豊橋市、豊田市、穴粟市、長崎市

○新規就農者の営農開始は多様である一方、「農業経営開始日」の基準が不明確で、農業者からも不明瞭といった意見が多く、市町村の判断と国・県の見解が異なる場合も予見され、支援期間の算定に混乱が生じている。

国が示す Q&A では「市町村において、個別事例ごとに弾力的に判断することができる」とされていることから、このことを明確化するため、国の補助事業の各種要綱において「経営開始時期の設定は、基本基準を総合的に勘案し、市町村（交付主体）の判断とする」と明記するよう制度の見直しが必要である。

○「新規就農者の事情に応じて、市町村において個別事例ごとに弾力的に判断すること（判断根拠を書面等で残しておくこと）」と農林水産省作成の手引きでは示されているものの、どこまで柔軟に判断してよいかの線引きが曖昧であり、会計検査等で市町村の判断が否定されるリスクがある。

また、原則として農地の権利取得日等が経営開始日として扱われる一方で、提案団体が示す事例のように、果樹農家等は早めに農地を取得し準備する必要があるため、実態に合っていない。

○研修機関に希望品目がなく自主研修が必要な場合や親元就農の場合など、段階的に準備に取り組む際、正式な研修修了日はなく、経営開始日の判断が不明瞭となり、就農希望者への案内やスケジュール調整に支障をきたすことがある。

各府省庁からの第1次回答

経営開始資金における経営開始日については、市町村が認定する青年等就農計画における経営開始日と同一であり、既に市町村（交付主体）の判断事項となっている。国として、経営開始の時点については、原則、農地の取得時期や主要な資産の取得時期などを踏まえて判断するよう示している一方、新規就農者の営農開始の形態は多様であるため、原則によらず、研修中や農作業を本格的に始めていないなど、農業経営を開始していない状態である場合には、農地の取得や果樹苗等の定植・肥培管理を行っていても、農業経営の開始ではなく、営農準備行為とみなす、市町村で総合的な判断が可能となっている。上記については、手引きで示しているところではあるが、今後 Q&A でも周知していきたい。なお、判断に迷う場合は、地方農政局を通じてご相談いただきたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	173	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

林業経営の実態が存在しない市町村における市町村森林整備計画について弾力的な運用を可能とすること

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

森林法に基づく市町村森林整備計画(以下「計画」とします。)について、地域森林計画対象森林面積が極めて少なく、林業経営の実態が存在しない市町村に限り、以下のいずれかの弾力的な運用を可能とする措置を講じることが求めます。

- ①森林法に基づく計画について、林業経営の実態がないなど一定条件を満たす市町村に限り、計画策定義務の適用除外、又は記載事項の省略を可能とするなど、計画内容の簡素化を図ること。
- ②同計画について、市町村の同意を前提に、都道府県が計画の土台となる部分を作成し、その上で市町村が作成すべき部分について追記すること(都道府県による計画作成事務の補完的实施)ができるような仕組みを導入すること。

具体的な支障事例

当市の森林法に基づく地域森林計画の対象森林面積は、69haと極めて小さく、森林経営計画の認定実績や森林施業の実績も無いなど、林業経営の実態が存在しない状況にあります。
このような状況においても、本市では、計画の策定、変更及び公表等の事務が周期的に発生しており、計画内容は一般的・抽象的なものとならざるを得ず、実質的な施策との結び付きは弱くなっています。
また、限られた人員体制の中で当該事務に対応する必要があり、農政、防災、都市緑化施策等との間で行政資源の配分には課題が生じていると考えます。
このため、林業経営の実態が存在しない市町村においては、計画策定義務の緩和や記載事項の簡素化を可能とするとともに、市町村の計画策定時に都道府県による計画作成事務の補完的实施を認めるなど、実情に応じた制度の弾力化が必要であると考えます。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

- ・本市では林業経営体から、森林整備や森林経営計画認定に関する相談実績はありません。
- ・森林施業補助や経営管理制度の活用に関する具体的な要望も確認されていません。
- ・計画の策定が住民利便の向上や事業活動の円滑化に直接結び付いている状況にはありません。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ①行政運営の効率化
林業経営の実態がない市町村において、計画の策定義務の適用除外、計画内容の簡素化、あるいは市町村の

計画策定時に都道府県による計画策定事務の補完的实施を可能とすることで、事務負担を軽減し、限られた行政資源を優先度の高い施策に重点配分できます。

②制度趣旨との整合性の向上

森林経営管理法の目的を踏まえ、林業経営の実態がない地域における計画の弾力的な運用を可能とすることで、制度趣旨に即した運用が可能となります。

③広域行政との役割分担の明確化

市町村の計画策定時に、都道府県による計画策定事務の補完的实施を認めることで、専門的・広域的な事務の集約による、国・都道府県・市町村の役割分担の合理化が図られます。

根拠法令等

森林法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、さいたま市、川崎市、小牧市、熊本市

○当市においても林業経営の実態が無いため、計画内容の簡素化等の措置がとれるよう、提案団体の意見に賛同します。

各府省庁からの第1次回答

市町村森林整備計画は、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5の規定に基づき、地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年を一期とする計画であり、林業経営の有無に関わらず適切な森林整備を通じて公益的機能の発揮を図るため、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法等を定めるものである。

また、市町村森林整備計画は、森林所有者等が行う伐採や造林等の森林施業や森林の保護の規範となるものであり、例えば、森林所有者等が立木の伐採等を行う場合には、同計画に定められた伐採及び造林の標準的な方法に従って届出を行い、これを遵守して適切に実施することが求められる。このように、市町村森林整備計画は、森林所有者等の森林施業等の実施に直接関係するものであることから、実際に林業経営が行われているか否かにかかわらず、地域森林計画対象森林が存在する場合には、公益的機能が発揮されるよう、その取扱いをあらかじめ森林所有者等に対して明らかにしておく必要がある。

このため、地域森林計画対象森林の面積が小さい場合や、現時点での林業経営の実態が認められない市町村であっても、森林所有者等が適切に森林施業等を行うことができるよう、市町村森林整備計画を策定する必要があり、一律に計画策定義務の適用除外又は計画事項の省略を可能とすることは適当ではない。なお、地域の森林・林業の実情によって、記載を要しない計画事項については、「該当なし」と記載することも可能である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	174	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

農地法第 18 条第6項の規定による通知に係る土地の登記事項証明書の添付を不要とすること

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

現在は、農地の賃貸借権を合意解約する際に農地法第 18 条第6項の規定による通知書を農業委員会へ提出する必要があり、農地法施行規則第 68 条第3項第1号の規定に基づき土地の登記事項証明書を添付することとなっている。一方、農地法第3条の3に基づく届出には土地の登記事項証明書の添付を求めてはならないとの通知が農林水産省から出ていることから、本通知書においても添付不要とすることを求める。

具体的な支障事例

現行、農地法第 18 条第6項の規定による通知書を提出することで合意による農地の賃貸借の解約を農業委員会が把握している。しかしながら、賃貸借権の設定状況は農業委員会が整備する農地台帳にて把握可能であるため、土地の登記事項証明書が無くても事務処理に支障は生じない。また、発行手数料が発生する書類を届出人に求めることは、住民サービスを低下させることになるため、土地の登記事項証明書の添付を不要とすることを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

新規で合意解約の手続きの相談を受ける際に、有料である土地の登記事項証明書の添付が必要である旨を説明すると、多くの相談者が驚きや不満の表情を見せる。添付の必要性の説明を求められることもあるが、法律に定められているとしか説明ができず苦慮している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

土地の登記事項証明書を当該賃貸借の当事者が法務局へ取得しに出かける手間と取得に必要な手数料を削減することができるため、住民サービスの向上を図ることができる。また、行政側も土地の登記事項証明書を添付するように説明する労力や、書類の保管スペースを削減することで行政の効率化を図ることができる。

根拠法令等

農地法第 51 条の2第2項
農地法施行規則第 68 条第3項第1号
農地法第3条の3の規定に基づく届出の事務処理の適正化について(令和7年3月4日付け事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、川崎市、福井市、小牧市

○農業委員会が整備する農地台帳にて把握可能であるため、土地の登記事項証明書が無くても事務処理に支障は生じない。

各府省庁からの第1次回答

農地の賃貸借契約を解約する旨の合意について、その解約による農地の引渡しの期限前六か月以内に成立した旨が書面で明らかである場合には、当該賃貸借の当事者は、農地法第18条第1項の規定に基づく都道府県知事の許可は不要であるが、同条第6項及び農地法施行規則第68条第3項第1号の規定に基づき、登記事項証明書を添付の上、農業委員会にその旨を通知することとされている。当該通知を受理した農業委員会は、貸借関係の解消後の権利関係を正確に把握し、もって農地の適正利用を図る必要があることから、当該農地の所在や所有権等の内容を証明する登記事項証明書の添付を求めているもの。

なお、農業委員会は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条の規定に基づき、法務省及びデジタル庁で展開している登記情報連携システムを活用することによって、登記事項証明書の情報を入手することが可能となっているため、農地法施行規則第68条第3項第1号の規定にかかわらず登記事項証明書を添付することを要しないこととし、関係者の利便性の向上と行政運営の簡素化及び効率化を図っているところ。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	177	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

森林法に基づく森林の土地の所有者届出の廃止等

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

相続により森林の土地の所有者となった者は、90日以内に市町村にその旨届け出ることになっているが、他法令に合わせ届出期間を「10か月以内」に緩和する。
さらに、10か月以内に相続登記を完了した所有者に対し、届出を不要とする条件を拡充する。
※今回の提案は相続により森林のと土地の所有者となった者のみに対するものであり、「売買・贈与」等、相続以外の方法により所有者になった者は提案の対象外である。

具体的な支障事例

【現行制度について】

森林法においては、都道府県が定める地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに森林の土地の所有者になった者は90日以内に市長村長にその旨を届け出なければならない。

本制度は平成23年4月に改正(平成24年4月施行)されたもので、その目的は、行政が森林所有者を把握し、行政指導等や森林の集約の効率化のためのものであると承知しており、令和4年度地方分権改革に関する提案募集(R4-126)における林野庁からの回答により、市町村が森林法に基づく行政指導等を適確に行うためには90日以内に森林の土地の所有者の実態を把握する必要があると承知している。

【支障事例】

所有者となった日から90日以内の届出と規定されているが、森林を相続した者は森林の他農地等も相続している場合が多い。農地も所有者となった旨の市町村農業委員会への届出が農地法にて義務付けられているが、届出期限は「おおむね10か月以内」であり、同じ相続土地の市町村への届出手続であるが、届出期限が異なっており、所有者の混乱・負担の増加を招いている。

森林においては農地よりも転用等される頻度が少なく、農地よりも厳しく所有者を把握する必要性が少なく感じている。また、相続税の税務署への申告期限も10か月以内となっており、この期限を1つの目安として相続人で協議・手続がなされているなか当該所有者届のみ時期が早く、所有者(相続人)の負担となっている。

令和6年相続登記義務化により、適正に相続登記を完了する所有者が増えている情勢変化がある。登記したうえで更に市町村への届出を行うことは所有者にとって二重の負担である。

当市における年間の届出件数は約200件であり、そのうち約9割は相続によるものである。受付方法の内部改善により、事務時間の削減は図っているが、届出対象となっている地域森林計画対象民有林について、一般市民への浸透は浅く、受付・收受事務のみならず、地域森林計画対象民有林についての説明・照会対応、記載方法指導等の窓口・電話対応も頻回に発生していることが現状である。

【制度改正の必要性】

森林の土地の所有者の登記情報は、すでに森林法第 191 条の2第2項の規定及び、「登記情報等の電子データによる提供について(平成 23 年9月1日付け林野庁計画課長通知)」により、登記所から提供を受けることが可能である。また、林野庁作成の市町村事務処理マニュアル(令和8年3月改正版)Q&A問2においては、改正不動産登記法による相続登記の申請義務化(令和6年4月施行)後においても、「登記を行った場合に森林の土地の所有者届出を不要とする措置は定められていない」とされている。

しかしながら、相続登記が義務化された現在においては、これまで以上に登記情報による所有者の把握が可能となる見込みである。当市をはじめ多くの自治体では、登記情報が森林部署に共有する仕組みが作られており、そのような現状で、別途、本制度の所有者届出を求めることは、実質的に同一内容の手続を重ねて行う二重事務となっている。したがって、届出義務を存置することは、新たに所有者となった国民の手続負担を増大させるとともに、それを受理・確認する市町村側にとっても過度な事務負担となっているため、制度の見直しが必要であるとする。

また、本届出の目的として、市町村事務処理マニュアル Q&A__1に「伐採及び伐採後の造林の計画の届出をしないで伐採が行われた場合の造林命令、保安林における監督処分などの諸制度を円滑に実施するうえで、森林所有者を把握することが重要」とあるが、現実問題、森林法違反案件がある場合は現場の事業者や地元住民への聞き取り調査により行為者・所有者に接触するプロセスが多く、所有者届を根拠にする機会は少ない。また、所有者届が届け出られていない時期に森林の土地の所有者の探索が必要な事案が発生した場合、相続による所有権移転の場合は戸籍等で相続人を探索できるため、必ずしも所有者届のみを根拠にする必要性が少ない。

【支障の解決策】

1. 他法令に合わせ、相続により森林の土地の所有者となった者の届出期間を「10 か月以内」に緩和する。
2. 上記1のうで 10 か月以内に相続登記を完了した所有者に対し、届出を不要とする条件を拡充する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

被相続人の死亡後様々な事柄を行う必要がある相続人にとって、農地等他の財産の手続や相続税の申告の時期よりも早い時期に森林の所有者届が必要であることが負担となっている。

登記をした上で、別途本届出も必要であることについて、相続人から理解が得られない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

相続人に時間的猶予ができ、被相続人の死亡後多忙な時期に、他の財産とともに熟慮した遺産分割協議や手続きの対応が可能になる。

相続人の行政書士や司法書士等士業事務所との連絡調整の手間や金銭的負担を軽減することができる。

行政側については、当市の場合は 200 件/年間の届出のうち、約9割が相続によるものであるため、解決策1・2が実現された場合、届出事務のうち約9割の事務が削減される。

根拠法令等

森林法第 10 条の7の2第1項

森林法施行規則第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川崎市、福井市、上田市、島田市、山口県、熊本市

○所有者となった日から 90 日以内の届出規定が他法令における届出期限「10 か月以内」と差異があることと、税務部局で把握している登記情報を林務部局においても確認することは可能であることから、森林の土地の所有者届出を登記と重複して行うことについては、所有者に対する負担増となっている。

○当市では提案団体ほど届出件数は多くないが、相続の手続で時間がかかり届出が遅くなってしまい、顛末書も合わせて提出してもらうことがある。被相続人の死亡多忙な時期に、相続人に時間的猶予ができ、他の財産とともに熟慮した遺産分割協議や手続きの対応を可能とするため、提案団体の意見に賛同したい。

各府省庁からの第 1 次回答

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の7の2に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出(以下「本届出」という。)については、相続に限らず、売買等を含め森林の土地の所有権の移転全般を対象としており、同法に基づく諸制度を円滑に実施するため、市町村が森林の土地の所有者の実態を迅速に把握し、指導・助言等を行うことができるよう設けられているものである。このため、相続のみを対象として相続登記の完了をもって本届出がなされたとみなすことは、制度の対象や趣旨の関係で整合的ではなく、適当ではない。

また、本届出においては、近年の外国人等による土地取得への関心の高まりを踏まえ、森林における所有実態の把握の実効性を高める観点から、令和8年4月から届出書の様式を見直し、届出人の国籍、森林の土地の用途等の記載を求めることとしたところである。しかしながら、登記所から市町村長へ送付される登記済み通知においては、現時点ではこれらの情報は含まれておらず、現在の所有者が外国人である可能性が否定されない中で、相続登記や登記済み通知の情報のみでは、実効的な指導・助言等の実施に必要な情報を十分に把握することは困難である。このため、登記情報をもって本届出を代替することは適当ではなく、実効的な制度運用の観点からも慎重な対応が必要である。

さらに、御提案のように、相続登記の完了をもって本届出がなされたとみなす規定を設けた場合、森林の土地の所有者の実態把握が遅れ、森林の適正な管理や諸制度の運営に支障が生じるおそれがあることから、対応は困難である。

加えて、市町村職員にとっては、本届出の期限内に登記が行われているかどうか、常時、地方税法(昭和25年法律第226号)第382条に基づく登記所から市町村長への通知(登記済み通知)を確認する必要があるおそれがある。

また、仮に期限内に相続登記が行われていなかった場合、所有者に対して本届出の督促を行えないまま、ただちに森林法の規定に違反した状態が生じるといった懸念もある。

ただし、本届出の期限は、先述のとおり所有者情報を迅速に把握し、適時に指導・助言等を行うことができるよう90日以内(森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第7条第1項)とされているところである一方で、相続については、所有権移転後すぐに土地利用が開始されるケースは比較的少ないことや、遺産分割協議等の手続に一定の期間を要する実態があることから、現行の90日以内という期限が実務上負担となっているとの指摘がある。

このため、所有者の負担軽減に資するよう、相続手続の実態や他制度との整合性の観点を踏まえ、御提案のとおり、相続税の申告・納税期限と同様の10か月へ緩和することを検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	203	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

農地中間管理事業による農地の権利設定の契約手続の簡素化等

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

農地中間管理事業による農地の権利設定について、事務負担軽減のため、契約手続の簡素化・DX化支援(電子申請システムの整備や、登記情報との連携による申請内容の自動確認等)を求める。
特に、契約更新に当たり農地所有者の死亡が確認された場合でも、簡略的に契約手続ができるよう制度改正を求める。
具体的には、所有者が覚知できない農地であっても地域計画で耕作者が定められていれば、農地中間管理機構による中間管理権を設定できるようにするなどの手続の簡略化を想定している。

具体的な支障事例

当県では、多くの農地が農地中間管理事業により貸借されており、業務については福井県農地中間管理機構から各市町への委託により執行されている。
農地の貸借において、当県では、10年の権利設定を基本としており、現在、大量の契約更新作業が発生している。(令和6年:1,398件、令和7年:4,928件、令和8年:3,235件を契約更新予定)
それに加えて、令和7年4月に基盤法による利用権設定が廃止され、原則農地中間管理事業に一本化されたことも、契約に係る市町職員の業務負担の増加に影響している。
また、契約更新に当たって、所有者の死亡が確認された場合、制度上は、相続人の過半の同意が得られれば契約可能だが、トラブルを回避する観点から、実務上は相続人全員の意向を確認せざるを得ない状況となっている。その中で、相続人が遠方にいる等により連絡困難な場合もあり、更新手続に時間を要している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和7年12月24日
管内市長が当県副知事に要望活動
※県に対しては、市町が増加する事務に対応できる予算の確保を要望

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

権利設定が速やかに行われることで、所有者にとっては農地管理の負担が軽減され、耕作者にとっては速やかな耕作開始や経営拡大が期待される。
また、市町にとっては、人手が限られる中で、職員の事務負担を軽減することができる。

根拠法令等

農地法
農業経営基盤強化促進法
農地中間管理事業の推進に関する法律
農業委員会等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北上市、高崎市、川崎市、豊橋市、兵庫県、宍粟市、三原市

○令和7年4月1日以降、農地の貸借が農地中間管理事業に原則一本化された。当該事業の取扱い量の増加に準じて、農地中間管理機構、市町村、県の負担も増加傾向にあることから、さらなる事務の簡素化をお願いしたい。

（機構転貸面積の推移令和5年(1,415ha)→令和6年(1,656ha)→令和7年(3,671ha(見込))）

○令和7年4月に基盤法による利用権設定が廃止され、原則農地中間管理事業に一本化されたことにより、農地中間管理事業による農地の権利設定が大幅に増加しており、契約手続の簡素化が必要。

○当市でも、県の農地中間管理機構からの業務委託による農地の利用権設定業務を行っており、所有者が死亡していた場合、相続関係者の確認や促進計画への相続人の過半の同意を得る手続きに時間を要し、業務遂行の支障となり、業務処理の停滞につながっている。

各府省庁からの第1次回答

農地バンクによる農用地利用集積等促進計画（促進計画）の作成については、これまでも事務負担の軽減に取り組んでおり、令和8年4月からは、促進計画の作成に当たって、農業委員会が要件を満たすと認めた場合等には原則添付書類を不要としたところ。

また、数人の共有に係る農地を農地バンクに貸し付ける場合には、二分の一を超える共有持分を有する者の同意により40年を超えない賃借権の設定等を行うことが法律上可能となっている。

なお、地域計画に受け手が位置付けられていることをもって農地バンクによる農地中間管理権を設定することについては、所有者の財産権の保護の観点から困難であるが、農地について所有者（共有者）が確知できない場合には、農業委員会による探索・公示の手続を経て農地バンクへ利用権設定できる仕組みを法律上措置しているところ。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	204	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

仮換地指定済みの土地の登記地目「農地」を「宅地」等に変更する際の判断基準の柔軟化

提案団体

海南市

制度の所管・関係府省庁

法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

土地区画整理事業の性格上、仮換地の指定から換地処分に至るまで相当の期間を要することから、事業実施段階において既に使用収益を開始した仮換地指定済の土地の登記地目「農地」を「宅地」等に変更するにあたり、従前地の現況に基づき判断するのではなく、仮換地先の現況等で判断をいただくなど、運用面での柔軟な対応をお願いしたい。

具体的な支障事例

不動産登記における農地から宅地への地目変更については、従前地の現況に基づき可否が判断されるため、土地区画整理事業地内においては、事業の進捗等により、従前地が既に道路や公園などの公共施設として整備されている場合など、換地処分まで変更が認められないケースがある。
登記地目が農地のままであったとしても、農地転用許可を得さえすれば、利活用するうえで実質的な制限はないとの認識ではある。しかし、不動産市場においては、実態は宅地でも、農地としての登記地目で取引されることから、既に宅地化された土地であるにもかかわらず、所有権移転の度に転用許可が必要となる手続きの煩わしさや、「宅地としての利活用が本当に担保されるのか」といった不安要素もあり、本来の宅地としての評価が得られにくいため、市場では流通しづらく、ひいては事業地内の土地利用が低迷するなど、「健全な市街地の造成」といった土地区画整理事業本来の目的を達成するうえで大きな足枷となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

不動産取引業者や宅地建物取引業協会の幹部役員からも、本来、宅地であるなら不要とされる農地転用許可が必要となることで、取引において月単位で遅れが生じることに加え、許可申請に係る費用も負担しなくてはならないなど、地権者には多大な不利益が生じており、現に、取引の低迷を招いているとの指摘がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

本市の場合として、まちの玄関口となる拠点駅前の好立地にも関わらず遊休地となっていた不動産が流通に乗ることで、まちなか居住の促進に加え、商業など都市機能の充実より、良好かつ快適な住環境が確保される。

根拠法令等

不動産登記法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、稲沢市、熊本市

—

各府省庁からの第1次回答

土地区画整理法上、換地計画において定められた換地は、換地処分の公告があった日の翌日から従前の宅地（以下「従前の土地」という。）とみなされ（同法第104条第1項）、従前の土地の上に存する所有権その他の権利関係は変動することなく換地に移行する。仮換地は、従前の土地に権原を有する者が、換地処分の公告がされるまでの間、従前の土地に代わって仮に使用又は収益をすることができるものの（同法第99条第1項）、所有権は従前の土地にあるとされている。

そのため、不動産登記法上、仮換地に関する登記は、換地処分の公告がされるまでの間は、所有権の客体である従前の土地を対象として行う必要がある。

したがって、仮換地の指定がされた土地の地目を農地から宅地等に変更する地目の変更の登記についても、その対象は、仮換地ではなく従前の土地であるため、従前の土地の現況によって地目を認定する必要があるため、提案のような対応は困難である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	208	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

設備整備計画に係る各個別法による同意手続の運用統一等

提案団体

福井市、福井県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

設備整備計画における許可等の手続については、各個別法の基準に照らして判断することとなっているが、農村漁村再生可能エネルギー法の趣旨である「各個別法のワンストップ化」による手続の迅速化を進めるため、同法に係る事業に際しては、各個別法に定める手続において、他の法令に係る許可等の手続が申請中であることをもって協議・審査を実施できるよう、関連する個別法の運用を統一化すること。

また、手続の迅速化の観点から、関連する他の法令の申請書類と重複する資料について、添付不要とし、併せて申請状況を添付書類として求めない運用とすること。

具体的な支障事例

設備整備計画においては、事務手続の短縮を目的として、農地転用等に係る手続をワンストップで市町村が受け付け、設備整備計画が基本計画に沿って作成されていることを確認した上で、市町村が各個別法に基づき同意を得る手続を行うこととなっている。

しかしながら、各個別法に基づき手続を実施するに当たり、他の個別法に係る協議について、申請時点で審査ができる法令と、同意を得てからでないと審査に着手できない法令があり、並行して審査を進めることが難しく、差戻し・審査停滞・事務負担の増大を招く状況が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認定審査の停滞要因となっていた「最終許可が揃うまで保留する」運用を一律に解消でき、他法令の審査が並行して進むため申請者・自治体双方の事務負担が軽減され、行政コストの削減と審査の迅速化につながる。

根拠法令等

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律、農地法、森林法、酪肉振興法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法、温泉法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省庁からの第1次回答

本制度の趣旨は窓口の一本化であって、個別法に係る同意事務の統一や簡略化を図るものではない。
同意の内容は、各個別法により異なるため、同意事務の統一は困難である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	209	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

再生可能エネルギー施設設置時の同意取得及び記載内容の統一

提案団体

福井市、秋田県、福井県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省、経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

事業区域図(概略)、計画の基本方針、土地利用の想定行為(伐採・造成など)など「後の許認可に共通する最低限の情報」を添付することで、統一様式を用いた早期段階での地権者同意の取得を可能とする。
併せて、同意の対象範囲(原状回復・現状有姿など)や、事業内容の要点を明確かつ統一的に説明する標準化された記載項目を同意書に盛り込むことで、地権者への情報提供の質を担保する。

具体的な支障事例

再生可能エネルギー施設を設置する際には、環境影響評価法の手続に加え、設備整備計画、保安林解除、林地開発許可など、各法令に基づく複数の手続が必要となる。しかし、同一地権者から各手続において個別の同意書等を取得する必要があるため、手続の受付タイミングが異なることから、必要書類が揃いにくい状況が生じている。その結果、関係機関との確認・依頼をその都度行う必要があるため、事業者・行政双方にとって非効率となっている。
さらに、同意書の様式が手続で異なり、「原状回復」なのか「現状有姿」なのかといった重要事項の説明が十分になされないまま同意が取得されるケースがある。そのため、事後の地権者とのトラブルにつながり、自治体への相談件数も増加しており、行政の通常業務にも支障が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同一地権者に対しては、複数回の同意取得が不要となるだけでなく、認識相違が防止できることで、後のトラブル発生リスクが低減する。また、準備書類が整理され、事業者の計画立案やスケジュール確定が容易となり、プロジェクト全体の見通しが向上する。
行政側としては統一様式により初期段階で必要情報が揃うため、関係機関が早期に必要な情報を入手でき、事業者による同意内容書の説明不足に起因する苦情・相談件数が減少し、自治体の窓口対応負担が軽減され、総合的な行政コストの削減につながる。

根拠法令等

森林法、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律、環境影響評価法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省庁からの第1次回答

本制度の趣旨は窓口の一本化であって、個別法に係る同意事務の統一や簡略化を図るものではない。各個別法の同意事務で求める記載（必要とする情報）や同意の内容は、各個別法により異なるため、様式等の統一は困難である。
なお、環境影響評価法においては、同意手続を含めた地権者とのやりとりに関して規定していない。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	235	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金の変更承認事項の要件緩和

提案団体

島根県、福島県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金の変更承認事項の要件緩和を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

農業農村整備事業に係る補助金事務について、当初の補助申請から、計画変更、中止又は廃止が生じる場合には、国が認める「軽微な変更」の場合を除き、変更補助申請を行い国の承認を得る必要がある。

この変更補助申請について、一定の条件を満たす場合を除き国の承認が必要となるが、林野庁の同種・同等の補助金事務と比較して「軽微な変更」の要件が厳しく事務が煩雑である。(当県の場合、令和6年当初予算分の土地改良事業、農地防災事業については、127件の交付申請に対して、2割強の29件の変更申請を行っている。)

当県は、県土全域が特殊土壌地帯に指定され、災害が発生しやすい地形である。近年、豪雨の頻発化等の影響により工事内容の変更を行う頻度が多いが、この対応に当たって上記の変更補助申請が必要となる。

こうした場合、迅速な対応が必要となるが、補助金の変更申請を行ってから承認に2週間~1か月程度要しており、緊急性があるものについても機動的に対応ができていない状況にあるので、重要変更の要件の見直しにより、事業の円滑な執行を可能にし、事業効果の早期発現を図る必要がある。

【支障の解決策】

補助金交付に係る要件を見直し、以下のものを国の承認が必要な変更(軽微な変更以外)とする。

・各地区の当該年度交付決定額の30%を超える増減

※工事費各費目の経費の増減を重要変更から除外

・事業計画の内容の著しい変更を伴うもの

※「工種別の事業量の増減、工種の新設、廃止」を重要変更から除外し、重要変更は「構造若しくは工法の変更又は施工箇所の変更」のみとする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

変更申請の件数が減少することで、国、地方公共団体双方で作業負担が軽減される。(要件が改正された場

合、当県における令和6年分の変更申請実績において、国の承認が必要な変更は29件から18件に減少する。) 加えて、緊急性の高い事業について、早期に対応ができるようになり、補助金の事業目的を速やかに達成することが可能になる。

根拠法令等

農林畜水産業関係補助金等交付規則、土地改良事業関係補助金交付要綱、農地防災事業等補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森県、宮城県、魚津市、奈良県、鳥取県、山口県、高松市、東温市

○融雪後の再調査の結果、農業水利施設の劣化進行により緊急的に別工種の整備が必要となったが、補助申請の重要な変更要件である「工種の新設」に該当したことで、事務手続に時間を要し、適期施工の支障となった。

○「軽微な変更」の要件が厳しいことに加え、同種・同内容の補助金であっても要件に違いがある場合があり、このことも事務の複雑化に繋がり担当者の負担となっている。

他方、国土交通省所管の補助金では、一部を除き軽微な変更が国土交通省所管補助金等交付規則において『費目間の経費の流用で、流用先の経費の三割(当該流用先の経費の三割に相当する金額が三百万円以下であるときは三百万円)以内の変更』と定義されている。

農林水産省所管の補助金と比較して要件が柔軟なことに加え、内容が統一された効率的な運用により担当者の負担軽減や要件適用誤りのリスク低減が図られており、交付規則において同様に規定されたい。

各府省庁からの第1次回答

「土地改良事業関係補助金交付要綱」(昭31農林省)及び「農地防災事業等補助金交付要綱」(昭31農林省)に定める農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更については、地方公共団体等の事業の迅速な実施及び交付事務の負担軽減が図られるよう、一定程度の緩和を行う方向で検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	263	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

農地法第 52 条に基づく農地の権利移動・借賃等調査のデータ受け渡し方法の改善

提案団体

埼玉県、福島県、さいたま市、熊谷市、深谷市、蕨市、久喜市、全国知事会

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

- (1) 農地法第 52 条に基づき、農業委員会が実施している農地の権利移動・借賃等調査について、csv ファイルでの受け渡しを廃止し、農地権利移動・借賃等調査システム(以下「システム」という。)内でデータの提出・修正まで全ての手続きを一貫して行えるようにシステムを整備すること。
- (2) 都道府県による市町村の回答の取りまとめ及び市町村の回答のエラーチェック事務を廃止し、国から、都道府県及び市町村へ調査依頼を行うよう運用を変更すること。

具体的な支障事例

現在、農業委員会が実施している農地の権利移動・借賃等調査については、国が整備したシステムを活用し、市町村にてシステムへデータを入力後、CSV ファイルに出力した上で都道府県へメールで CSV ファイルの提出を行っている。都道府県では、市町村から提出された CSV ファイルをシステムへ取り込み、データの修正がないか確認をした上で、とりまとめデータを作成し、再度 CSV ファイルへ出力し直し、国へメールでデータを提出している。また、データに入力誤りがある場合、市町村にデータの修正を依頼し、修正データが CSV ファイルで提出されたら、再度、全データをシステムに取り込んだ上で CSV ファイルを出力する必要があることから、非効率となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により、デジタル化の推進及び行政の負担軽減につながる。

根拠法令等

農地の権利移動・借賃等調査の手引き(令和6年3月農林水産省経営局農地政策課)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川崎市、防府市

各府省庁からの第1次回答

農地法第52条に基づく農地の権利移動・借賃等調査については、データの正確性及び調査の安定的な実施の確保が前提となるものの、地方公共団体の事務負担軽減を図る観点から、以下のとおり対応を検討する。

(1) CSVファイルによる受け渡しの見直しについては、現在、システムのクラウド化を含めた抜本的な見直しを検討している。将来的にはシステム上でのデータ提出・修正の一貫処理が可能となることで、都道府県におけるCSVファイルの取込・再出力作業が不要となることが見込まれるため、着実に取組を進めてまいりたい。

(2) 都道府県による取りまとめ及びエラーチェック事務の見直しについては、システム上にエラーチェック機能が設けられているものの、エラーが解消されないまま提出される事例が存在するほか、法令の適用に関する誤解などシステムでは検知できない実質的な誤りも多数存在するなど、都道府県による個別の督促対応や技術的助言が調査の完結に不可欠な状況にある。このため、まずは、システム上のエラーチェック機能の強化や事務処理マニュアルの整備等を通じて市町村のデータ入力制度の向上を図り、その実態を踏まえながら、都道府県の関与の在り方について段階的な見直しを検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	296	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

都道府県が管理する国有農地等に係る新規農耕貸付の要件の緩和

提案団体

千葉県、埼玉県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

法定受託事務として都道府県が管理する国有農地等の新規農耕貸付の要件を緩和すること。
具体的には、「入札にかけられ不調となったこと」及び「旧所有者の同意があること」を要件から除くこと。

具体的な支障事例

【現行制度について】

法定受託事務として都道府県が管理する国有農地等について、新規に農地として貸付けを行うには、その土地が既に入札にかけられ不調となった土地であり、かつ、旧所有者の貸付け同意がある土地である必要がある。

【支障事例・制度改革の必要性】

耕作に意欲のある一般の方からの借受け希望があっても、当該農地が過去に入札にかけられ不調となっているケースは少なく、新たに一連の入札手続きを行うには時間がかかる。また、国有農地等は既に入札してから長期間が経過しているため、旧所有者を把握するためにも多大な時間をかける必要があり、即座に対応することができない。

なお、貸付けには上記のような支障がある一方で、既存の借受者からの解約意向には対応しており、県の管理数量は増加しているため、維持管理費が増大している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国有農地等の有効活用による耕作放棄地の減少、新規就農者の増加、都道府県の維持管理費の削減が見込まれる。

根拠法令等

農林水産省通知_農地法関係事務に係る処理基準について_別紙2第62(2)①

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

○過去に借受の要望はあったが、入札手続に長期間を要する等の理由により実現しなかった。

各府省庁からの第1次回答

提案のうち「入札にかけられ不調となったこと」の要件については、国有農地は売払いによる処分を進めることが最優先であるが、都道府県が管理する国有農地のうち、管理する期間が長期にわたり、売払いによる処分が困難と認められるものについては、管理情報の公表を要件に省略できることとする方向で検討する。

また、提案のうち「旧所有者の同意があること」の要件については、農耕貸付が買収目的である自作農の創設とは目的が異なる手続となるため、旧所有者等の同意を取得することとしているが、当該貸付けは売払いを行うまでの暫定的な活用を行うものであり、買収目的に反した処分を行うものではないことから、廃止する方向で検討する。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	297	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

土地改良区役員の就退任等に係る公告の廃止

提案団体

千葉県、福島県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

土地改良区役員の就退任等に係る公告を廃止すること。
公告を廃止できない場合は、公告すべき事項から個人の住所情報を除くこと。

具体的な支障事例

【現行制度について】

土地改良法第18条第18項から第20項の規定により、土地改良区は役員が就退任等したときは、その「氏名及び住所」を都道府県知事に届け出なければならず、届出があったときは、都道府県知事は遅滞なくこれを公告しなければならないとされている。

【支障事例・制度改革の必要性】

「氏名及び住所」という個人情報を、公告により広く知らしめる行為は、個人情報の保護の観点から問題があると考えられる。

また、特殊詐欺や闇バイトと称される凶悪事件が頻発する昨今の社会情勢を踏まえると、犯罪を誘発することも懸念される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

土地改良区役員の個人情報が保護される結果、役員本人やその家族の生命、身体及び財産が危険にさらされることが解消される。

また、公告に係る県職員の事務負担が削減される。

根拠法令等

土地改良法第18条第18項から第20項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮城県

—

各府省庁からの第1次回答

提案内容を踏まえ、個人情報保護の観点と土地改良法第18条の制度趣旨を考慮した上で、提案の実現に向けて、法改正を検討する。(地方分権一括法または次期土地改良法改正に合わせた改正を想定。)

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	347	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

地域計画の更新手続において必要な協議結果の公表の省略等

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

地域計画の更新手続において求められている「協議の場の結果の公表」について、協議の中で変更案を作成しているため、その内容が関係者に十分周知されていることに鑑み、協議結果の公表を省略又は簡素化できるよう制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

地域計画の変更手続について、協議の場の開催後に「協議の結果の公表」を行うこととされているが、当市では実務上、同一地区で複数回の協議の場を設ける形にしており、その中で変更案の作成や説明を行うこととしているため、協議の場自体が変更案の周知・説明の機能を果たしている。
その上で、協議を重ねた後に正式な変更公告手続へと進むに当たり、「協議結果の公表」を独立した手続として実施することは非効率であり、事務が煩雑になっている。
当市内には32地区の地域計画があるため、今後、毎年度全地区で更新作業を行うことを踏まえると、協議を行うたびに、公表手続を行うことは、事務的な負担が大きい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事務が煩雑になることで事務処理に要する期間が長くなり、結果として変更案公告までの期間が長期化することにより、地域計画が関連する許認可等や補助事業採択等の計画に支障が出る可能性がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

協議結果の公表と変更案の公告を一体的に実施できるよう制度が見直されれば、更新手続に要する期間の短縮が可能となり、地域計画の機動的な見直しが実現する。
また、行政の事務負担が軽減され、農地利用の調整や合意形成、計画の実行支援に人的資源を重点配置できるようになる。

根拠法令等

農業経営基盤強化促進法、農業経営基盤強化促進法基本要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、高崎市、川崎市、島田市、豊橋市、宍粟市、東温市

○当市においても協議結果の公表と変更案の公告を一体的に行うことができれば、事務負担の軽減が図れる。そのため、提案団体の意見に賛同したい。

各府省庁からの第1次回答

地域計画は、協議の場での議論を踏まえ、公告・縦覧を経て作成・変更される必要があるところ、地域の関係者が、公告された地域計画案に意見を述べるためには、単に当該計画案を確認するだけでなく、それに至った協議の結果も確認する必要があるため、協議の結果の公表と地域計画案の公告を行うこととされている。

なお、協議を複数回開催する場合には、開催するたびに結果を公表することが望ましいが、手続の簡素化等のため、必要に応じて、複数の協議の結果を取りまとめて公表することや、協議の結果の公表と地域計画案の公告を同日に行うことも可能としており、これらの手続を明確化するため、「地域計画策定マニュアル」及び「地域計画変更マニュアル」の更新を検討する。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	349	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

土地収用法等による公共事業に係る農地の一時転用について届出制とすること

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

土地収用法等による公共事業に係る農地の一時転用について、農業委員会への手続を簡素化するため、許可制を廃止し、届出制に改める。

具体的な支障事例

公共事業により農地を農地以外の用途に供する際、土地収用法第26条第1項の告示があった事業等については、農地法第4条及び第5条の転用許可が不要とされている。
しかし、許可不要となる転用工事に附帯して、受注業者が同一工事の施工のために農地を現場事務所又は作業用仮設道路等として一時的に使用する場合には、農地法第5条の規定による一時転用許可申請が別途必要となる。
これにより、農業委員会の総会スケジュール(通常月1回開催)に申請を合わせる必要があり、締切を過ぎた場合には最長1か月以上の遅延が生じている。
また、許可が下りるまでの間、工事着手ができず、工期の遅延・コスト増加につながっている。
加えて、公共事業本体は許可不要でありながら、附帯する一時的・軽微な利用についてのみ厳格な許可手続が求められており、制度上の整合性に欠ける。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

届出制への移行により、許可申請に必要な書類作成・農業委員会との調整等の事業者の事務負担が大幅に軽減される上、農業委員会の総会議案への上程・審議・許可事務が不要となり、行政コストが削減される。
また、届出制とすることで随時受付が可能となり、総会開催スケジュールに縛られず、工事着手時期の柔軟な対応が可能となることで、手続の迅速化が図られる。
さらに、手続の簡素化により、農地を一時的に提供する農業者の心理的・事務的負担が軽減され、公共事業への協力が得られやすくなる。
これらの効果が相まって、公共事業全体の工期短縮・コスト縮減に資することで、公共工事の円滑な施工に寄与する。

根拠法令等

農地法第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小牧市、寝屋川市、防府市、高松市

—

各府省庁からの第1次回答

国及び地方公共団体による農地転用のうち事業の公共性が高く、かつ、地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる一定の施設については、農地転用の許可を不要としているところです。

こうした公共転用については、国や地方公共団体において、事前に農業上の土地利用調整が行われるなど転用許可基準等に即した適正かつ合理的な土地利用がなされることを前提に、許可不要としているものです。

一方、ご提案にある、許可不要となる転用工事に附帯して、受注業者が同一工事の施工のために農地に一時的に設置する現場事務所又は作業用仮設道路等については、あくまでも、受注業者が公共事業を行う上で、受注業者の責任で必要に応じて設置するものであり、公共事業と同様の土地利用調整が行われるものではなく、また、周辺農地への影響の有無や一時転用後の農地への原状回復の確実性などを確認する必要があります。

このため、地方公共団体が自ら行う公共事業と同等に農地転用の許可を不要とすることはできません。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	354	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

「女性が変わる未来の農業推進事業」の補助金手続に係る書類提出先の一本化

提案団体

鹿児島県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

農林水産省所管の「女性が変わる未来の農業推進事業」のうち、都道府県実施事業の補助金手続に係る書類提出先の一本化

具体的な支障事例

当県では令和4年度から当該事業の補助金を活用しており、令和4年度の手続は、国が定める事業実施主体との1つの窓口で完結していた。
令和5年度以降は、窓口が国(農政局)と国が定める事業実施主体の2つとなり、国へは事業の計画承認申請等、事業実施主体へは交付金申請等の手続を行う形となり、書類作成や提出、その後の承認までの時間がかかっている。
都道府県への交付決定が遅くなることでその後の事業実施(特に女性農業者グループの活動補助を行う事業)が遅れ、十分な活動期間を確保することが出来ない。
本事業の事業完了日は2月末となっており、概ね1月末までに事業実績書等を準備・提出しなければならず、交付決定が遅れる分事業実施期間が短くなる。
※交付決定日・・・令和4年:6/29、令和5年:9/1、令和6年:8/7、令和7年:7/28

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事業実施の迅速化(事業者が事業実施できる期間の拡大)、都道府県事務執行の効率化

根拠法令等

女性が変わる未来の農業推進事業(実施要領・交付要綱)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、群馬県、兵庫県、岡山県、宮崎県、九州地方知事会

○事業着手の遅れに伴い、講演依頼ができず、事業の進行に影響が出ている。

各府省庁からの第1次回答

同事業の都道府県事業計画は、令和5年度に、事業実施主体が提出された計画について国に承認の協議を行うという形から、事前に都道府県が農政局から承認を得るという形に変更したが、これは、より地域の実態を把握する農政局により当該計画の適正性を確認することを目的としたものであり、都道府県とのやり取りを通じた内容確認が行われていると承知。このことは、同事業が国が補助を行うにふさわしい計画の元を実施されることを確認するために必要な手続となっているほか、地域の状況をより踏まえた計画承認が可能となると思料。なお、計画承認等に向けた正確性を担保した迅速化への取組については、令和5年度から令和7年度まで徐々に取組が進んできているところ、今年度については、より迅速に進められるよう取り組んでいるところであり、引き続き、事業実施・執行につき御協力をお願いしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	355	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

「普及事業の活動体制及び事業費に関する調査」及び「普及事業の組織及び運営に関する調査」の統合

提案団体

鹿児島県、福島県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

・「普及事業の活動体制及び事業費に関する調査」及び「普及事業の組織及び運営に関する調査」の統合
・「普及事業の活動体制及び事業費に関する調査」、「普及事業の組織及び運営に関する調査」及び交付金の実績報告について重複がないよう整理し一括して実施していただきたい。

具体的な支障事例

調査内容が重複する項目がある。
「普及指導員の人員調査」及び、「農業革新支援専門員の人員調査」は年度末時点、年度当初時点と時点の違いはあるが、内容は重複している。
短期間で同様な調査があり、普及指導センター(出先機関)に調査依頼し、取りまとめるのは煩雑である。
また、本調査は、協同農業普及事業交付金の実績報告書とも重複している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業実施の迅速化(事業者が事業実施できる期間の拡大)、都道府県事務執行の効率化

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同様な調査を一括することによる、主務課及び出先機関の事務作業の軽減

根拠法令等

農業改良助長法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、茨城県、兵庫県、岡山県、宮崎県、九州地方知事会

○報告内容に重複する事項が含まれており、一括して整理することで事務負担の軽減を図ることができると考えられる。

○1か月半と短いスパンで一部重複内容でのとりまとめを求められる。また、普及指導員・農業革新支援専門員の人員調査では、実態(資格有無・育休・産休等を含む)を把握しながらの調査をするため煩雑となる。よって、提出期限の遅い「普及事業の組織及び運営に関する調査」に統合する形で整理されると効率的な事務につながるとともに、協同農業普及事業交付金交付申請書に調査結果の数値を連動させることができるなど副次的なメリットも得られる。

各府省庁からの第1次回答

「普及事業の活動体制及び事業費に関する調査」と「普及事業の組織及び運営に関する調査」において、時点違いで調査をしている同じ内容に係る項目を精査した上で、両調査を統合し、一括で行うことを検討する。また、回答に要する作業期間を十分に確保できるよう、調査開始時期の早期化を検討する。さらに、交付申請書・実績報告書との重複部分については、精査した上で、該当する項目の削除を検討する。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	366	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

各府省庁が発出する自治体向けガイドライン等に係る一元的な検索ポータルの整備

提案団体

酒田市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、農林水産省

求める措置の具体的内容

各府省庁が個別に発出・公表している自治体向けガイドライン、Q&Aについて、プラットフォームを一本化した一元的な検索ポータルを整備を求める。具体的には、PDF ファイルの羅列だけではなく、ウェブサイト上でキーワード検索により、最新のガイドライン、Q&A が確認できる全文検索システムを構築いただきたい。なお、全府省庁横断的なシステム構築が難しい場合は、特に農林水産省のガイドラインや Q&A について、キーワード検索可能なシステムの構築を求める。

具体的な支障事例

新規配属された職員が新規就農(特に初期投資支援)に係る補助金業務を行っていた際に、ガイドライン、Q&A がメール等で送られてきており、最新のものがどれか等の確認作業に時間を要した。ガイドライン、Q&A の公開先が一元化されていないほか、都度更新や未定稿の常態化により、行政効率を著しく低下させている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

検索・確認にかかる時間を短縮できる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、川崎市、小牧市、兵庫県、広島市、高知市

—

各府省庁からの第1次回答

デジタル庁は、国の行政機関、立法機関、司法機関、一部の独立行政法人、総合行政ネットワーク(LGWAN)参加団体等(以下、総称して「利用機関」という。)の間で情報共有する場として、「政府共通インフォメーションボード」及び「政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム」を構築し、運用している。

このうち「政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム」は、国の行政機関等と LGWAN 参加団体が利用できる電子掲示板システムであり、テーマ別及び目的別の仮想のフォーラムの場を利用機関に提供するもので、利用機関からの申請に基づき専用の掲示板又はフォーラムを開設することができる。

同システムでは、各府省庁の判断において、当該府省庁が発出・公表するガイドライン、Q&A 等についても掲載が可能であり、各府省庁が同システム上に情報を集約することで一元的な情報共有が可能であるとともに、掲載後はキーワードによる検索も可能であることから、自治体を含む LGWAN 参加団体が必要な情報を検索・確認できる環境として、御要望に対応できる仕組みが既に整備されているところである。

農林水産省としても、このような政府共通システムの活用等により、自治体職員の皆様が効率的に業務に取り組めるような情報提供に努めてまいりたい。